

國立政治大學日本語文學系  
碩士論文

指導教授：傅琪貽博士  
廖敏淑博士

近世日本的百姓一揆研究：以佐倉總五郎為例



研究生：阮宇璿  
中華民國 101 年 1 月

## 中文摘要

本論焦點集中在日本近世（17 世紀至 19 世紀）百姓一揆的研究，並以佐倉惣五郎為例。佐倉惣五郎事件發生於 1653（承應二）年，名主惣五郎代表佐倉藩的百姓進行越訴，主要訴求為降低過高的賦稅。

1752（寶曆二）年，當時的老中暨佐倉藩統治者堀田正亮，將惣五郎做為藩公認的義民代表祭祀，並給予諡號。其後藉由話本及 19 世紀被創作為歌舞伎劇本，惣五郎成為全國性的義民代表「佐倉惣五郎」受到祭祀及崇拜。

事件發生的當時為中近世的轉換期，本文首先藉由對豐臣政權的社會政策及江戶初期社會政策的研究，建構出事件發生當時的社會狀況。其後各章藉由 17 至 19 世紀社會發展配合惣五郎義民像的演變，除了觀察各期百姓一揆的行動主體，也反映江戶時期民眾及統治者的社會關係。



關鍵字：佐倉惣五郎 代表越訴 百姓一揆 義民代表

## 日本語要旨

本論は日本近世（17世紀から19世紀まで）の百姓一揆研究を中心として、それに佐倉惣五郎を例とする。佐倉惣五郎事件は承応2（1653）年におこった、名主の惣五郎は佐倉藩の百姓代表として越訴を行い、主な要求は過酷な税率を下げようである。

宝暦2（1752）年に、当時の老中および佐倉藩主堀田正亮は惣五郎を藩公認の義民として祭って、また諡を与えた。のち、写本を作成し、惣五郎の物語が19世紀においてさらに歌舞伎脚本になった。惣五郎は全国的に義民代表「佐倉惣五郎」として祀られた。

事件は起こった当時は中近世移行期で、本文はまず豊臣政権と江戸初期の社会政策の研究によって、その時代の社会実態を明らかにした。その後の各章は17世紀から19世紀の社会変遷と惣五郎の義民伝承の転換を組み合わせ、各時期の百姓一揆の行動主体を研究して、また江戸時代民衆と政権の社会関係を表明化させたといえよう。

キーワード：佐倉惣五郎 代表越訴 百姓一揆 義民代表

## Abstract

This research aims to examine Hyakusho ikki (Peasant Revolts) in Japan's early modern period (17th to 19th century), taking the case of Sakura Sogoro as an example. The incident took place in 1653 (承応 2) when Sogoro, a nanushi in the Sakura Domain, appealed directly to the shogun for the people with a main request to reduce heavy taxation.

In 1752 (宝暦 2), Hotta Masasuke, a rojyu and the ruler of the Sakura Domain at that time, worshipped Sogoro as an officially recognized uprising martyr of the domain and gave him a posthumous name. Later, the story of Sogoro appeared in folk tales and was also adapted into Kabuki plays in the 19th century. He then became a national figure of uprising martyr, and "Sakura Sogoro" is thus worshipped and honored around the country.

Since the incident took place between the transition of middle and modern periods, this research will first try to give a picture of the society at that time by studying in social policies in the Toyotomi administration and early Edo period. In the following chapters, the focus will be on the social development from 17th to 19th century and the evolution of Sogoro's portrait. Through these discussions, how the participants of uprisings changed in different periods can be observed, and the social relations between the ruler and the ruled in Edo period is also reflected.

Keywords: Sakura Sogoro Daihyou osso Hyakusho ikki figure of uprising martyr

## 謝辭

回想踏入政大大門的那天，對於未來的期待及不安。如今隨著論文的完成，回首兩年多來的日子，得到的比自己所能想像的多更多。

首先要感謝這段時間以來培育我成長的師長們。傅琪貽老師在我擔任教學助理的日子裡，教導我開闊自己的眼界，用長遠的角度去檢視整個世界的整體，老師更教導我作為一個學者的使命感，使我在未來的路途上可以有一個仰望的對象，在論文寫作上，老師更鼓勵我從社會的基本面開始紮根，因此真正得窺廣博學問大海的一角。在碩二下學期必須更換指導教授的時期，傅老師除了推薦我廖敏淑老師之外，後來更願意成為我的指導教授。而廖敏淑老師在傅老師的邀請之下，對於我的論文還有留學計畫都傾力相助，每個細緻的研究方法及論文撰寫的指導，都令我在寫作的迷惘中有了方向。此外也感謝兩位口試委員陳慈玉老師及朱德蘭老師，在兩位的指導之下，讓我可以補足論文中論述的不足之處，並且更進一步地釐清自己未來的研究方向。

此外，也要感謝小林幸夫老師，教導我史學研究的基礎，老師對於學生的心意就算在病榻上仍然不輟，師母小林加代子並且協助在日蒐集資料。外語學院于乃明老師每次見面時給的溫暖關懷，每每都讓我在日常的困境當中能夠有注入力量的感覺。永井隆之老師因為研究題目接近，常常表達可以幫忙及討論的心意也讓我感激在心中。

最要感謝的是我的師父上日下常老法師，讓我對自己生命有了目標，也不再害怕困難及挫折，更能夠虛心的接受師長的教導，這些在我兩年半的碩士生生涯中是很大的支柱。

這些日子來支持著我任性的夢想的家人們，一起為了論文奮鬥著的日文所的學長姐、同學、學弟妹們，每次的彼此鼓勵都是前進的力量。要感謝的人真的很多很多，無法一一細數，但每個人的面孔都在我心中深深烙印著，寄予無限的感恩。

## 目次

緒論.....	6
第一章 近世前期の農村支配構造.....	12
第一節 近世前期の地域支配.....	12
第二節 農村支配の基本的構造.....	17
第三節 幕藩体制下の年貢徴収方.....	23
第二章 佐倉藩政と代表越訴.....	27
第一節 佐倉藩主と徳川家の関係.....	27
第二節 佐倉藩の農村支配.....	31
第三節 名主惣五郎と代表越訴.....	37
第三章 惣五郎の義民像形成の過程.....	42
第一節 惣五郎直訴物語の形成.....	42
第二節 佐倉藩主の宗吾廟建立.....	45
第三節 義民佐倉惣五郎の伝説.....	50
第四章 佐倉惣五郎伝承と変容.....	56
第一節 江戸期の佐倉惣五郎像の普及.....	56
第二節 明治民権運動と佐倉惣五郎像の変容.....	62
第五章 結論.....	72
参考文献.....	75
表 2-1 承応 2 年までの歴代佐倉藩主一覧.....	27
表 4-1 宗吾霊堂一覧表.....	70

## 緒論

### 0.1.1 研究動機

百姓一揆に関する研究では保坂智の「百姓一揆と暴力」<sup>1</sup>と稲葉継陽の「中世民衆運動から百姓一揆へ」<sup>2</sup>の二つの論文は、この問題を研究の対象に選んだ動機となる。また藤木久志の『豊臣平和と戦国社会』は民衆の自主性が高い中世から近世への移行期に、惣無事令・喧嘩停止令・刀狩令・海賊停止令、その四つの豊臣政権の一連の施策を「豊臣平和令」と総称した。藤木は以前の研究で、近世農民を自力救済の能力を奪われ武装を剥奪された百姓という、謂わば近世社会を社会的自律性を喪失した社会と断定する兵農分離論の通説に向けて疑問を提出した。

まず保坂の説では、豊臣秀吉の刀狩令による武装解除の結果、農村に武器が存在しなくなっていたのではなく、百姓一揆の際に武器が持ち出されていることが史料によって裏付けられた。けれども、武器を持っていても、それを利用する意思のなかったという一揆衆の意識を理解しなければならない。その現象は、近世の民衆が近世社会に対応する新たな闘争手段を創設したのであって、それが訴願であると指摘した。また幕藩体制下の最終段階である一八六六（慶応二）年にあっても、一揆は対人暴力を封印していたのである。

さらに稲葉の論文によって、百姓が中世以来の武器保有を継続しながらも、その使用を凍結するに至るまでの歴史的経緯をより深く究明する必要性を提起している。そしてこの経緯を中世・近世民衆運動論の架橋と稲葉氏は論じている。中世の民衆運動像がすべて武装闘争としての一揆の枠に嵌め込まれた。これに比べて、集団的訴願という近世百姓一揆が位置づけられる。中世は自力救済の時代であったが、統一政権の成立に従って、幕藩制国家から規律化され

<sup>1</sup> 保坂智「百姓一揆と暴力」（特集/中近世非暴力運動の可能性）『歴史評論』通号 688、校倉書房、2007年、2-12頁。

<sup>2</sup> 稲葉継陽「中世民衆運動から百姓一揆へ」（特集/中近世非暴力運動の可能性）『歴史評論』通号 688、校倉書房、2007年、13-25頁。

た結果で、民衆運動が百姓一揆の形に転換していた。また、村に多くの武器があることを前提に、抑制・凍結を豊臣政見が百姓に要求した喧嘩停止令が「長く過酷であった内戦・自力の日々の惨禍」に裏付けられた百姓の自制によって支えられたとし、百姓一揆の武器制御の作法の背景に「平和に向けた社会の深い合意」と、稲葉は藤木久志の刀狩り論を読み取った。

保坂と稲葉の説をまとめてみると、百姓一揆は豊臣平和令に基づいて生まれた武力抜き民衆運動という位置づけができる。平和の民衆運動は江戸時代に存在した可能性があるのかどうか、中世の自力的な百姓と異なって、江戸時代の百姓は兵農分離によって封建体制の底部に経済体として支配されたと過去の研究史は理解している。どのような生活から前述のような平和の民衆運動が成立できたのか、ここから研究の課題が生じた。

佐倉惣五郎一揆は承応2（1653）年に佐倉藩におこった事件である。名主惣五郎を代表として年貢の減免を求めて、将軍まで直訴した。百姓一揆の研究を始めて以来、関連のある専門書と論文を数多く読んだ。ここから惣五郎研究は時間的に幅が広い、つまり近世初期代表越訴、幕末世直し思想の研究から明治初期の自由民権運動まで、かなり影響力があった人物である。

日本近世の社会百姓一揆の研究は社会経済史の枠に入るので、まずはその時代の農村社会の様態を理解しなければならない。一揆衆が経済的な共通の要求を上位者に伝えようとしたのが目的である。そこからは、現存の政権を覆そうとかまたは改革しようとかの意図は見えない。幕末の世直し一揆でも、徳川幕府の政権を天皇に移譲する要求にとどまった。だから明治維新を革命と言えるかどうかは問題があろう。結局体制内改革運動のままで終わった。

だが、一揆という民衆の行動にはもう一面に下からの反体制性があったことに注目すべきであろう。一揆の構成は社会経済の主体である百姓が行う政治的運動であるが、運動の過程はいつも民衆が政治体制を打破する挑戦的行為を秘



めていた。体制内運動に止まらずに、封建体制を動揺する体制破壊の力がある。幕府はその危険に対応するのに、社会安定を優先させて、一揆衆の要求を受け、それで百姓を容易に土地に固定させた。

以上からして、日本の民衆の行動意識が特異であると言えよう。惣五郎一揆の発生した時点は中近世の移行期で、近世幕藩体制は構築したばかりの時期である。戦国末期、農村の状態が一般的には自力的と理解される。豊臣秀吉の一連の政策によって、中世社会から近世幕藩体制の基礎を作り出した。近世初期農村社会の秩序の理解するのに、必ず豊臣秀吉の政策から研究すべきだと考える。ここからまず近世初期の農村像が作られよう。

さらに、近世領主が中世から残った地方勢力との合意で社会を支配できる。その地方勢力はどのように自力的な武力の持つ地侍から江戸時代の行政末端にある村方三役のなるのか。村方三役の最も重要な任務は年貢を収納することである。惣五郎は名主であり、名主から始まる村役人層は近世村落における役割や村役人と百姓・代官・武士・藩・幕府の関係から、惣五郎一揆の実態に迫る。また本論では承応期以降、近世中期から近代まで、各時期の百姓一揆や民衆運動における惣五郎伝説の伝承と受容を明らかにする。

### 0.1.2 先行研究

一揆についての研究成果としては、まず東京大学出版会が出版した『一揆』全五冊で、中世一揆は社会秩序の解体期の問題に比べて、近世的な一揆の「組織」と「行動」の成立は社会構造に対応しているという前提で論述を展開している。ほかの研究者の論著では、佐々木潤之介編『日本民衆の歴史』全五冊、松永伍一『一揆論』、黒正巖『百姓一揆の研究』とその續編、芳賀登『百姓一揆』、保坂智『百姓一揆とその作法』、深谷克己『百姓一揆の歴史的構造』、勝俣鎮夫『一揆』などが参考になる。百姓一揆に関する過去の研究史と研究成果がこれで構築できる。また深谷克己監修の『百姓一揆事典』に年表、研究論文、

名詞解釈が研究の知識基礎になった。史料の方面では、青木虹二編の『編年百姓一揆史料集成』を参考にした。

百姓一揆の形態変遷について、最も有名な論述は1966年に青木虹二が『百姓一揆の年次的研究』で提出した四つの類型にまとめられよう。<sup>3</sup>

- (一) 土豪一揆および初期逃散
- (二) 代表越訴
- (三) 惣百姓一揆＝全藩一揆
- (四) 幕藩惣百姓一揆

青木の研究において、惣五郎一揆の行動形態は代表越訴である。

佐倉惣五郎という呼称は地名の佐倉と人名の惣五郎二つの部分にわけられる。佐倉地区を代表できる有名な義民である。惣五郎という百姓が起こった一揆事件の背景と義民伝説は全国に広がる以前には惣五郎だけを称すべきであろう。ただ、18世紀半ばから19世紀に、歌舞伎芝居の影響で惣五郎の義民像の成立に従って、「佐倉惣五郎」の呼称を採用する。

近世初期近世初期の史料の制限で、惣五郎は実存在の人物かどうか、惣五郎は従来の研究における評価では近世前期の代表越訴の代表である。惣五郎について研究成果は明治以来膨大な成果が存在しているが、裏づける史料や当時の記録類が見つからないことで、歴史的に信用できない伝承と物語によって作成された内容のものが多かった。ためにそれまでの惣五郎は伝承や物語の人物として扱われる場合が多かった。

1958年に刊行された児玉幸多の『佐倉惣五郎』（吉川弘文館）は惣五郎研究を改めて展開した。<sup>4</sup>児玉の研究では、成田山新勝寺（宗吾霊堂）所蔵の土地台帳の名寄帳に惣五郎の名前を見だして前期堀田氏時代のものと確認し、年貢割付状の裏書に幕府代官が佐倉藩の年貢が高いので減免すると書いてあるこ

<sup>3</sup> 青木虹二『百姓一揆の年次的研究』新生社、1966年、148頁。

<sup>4</sup> 本論が採用するのは1972版。

とを指摘した。惣五郎はこの研究によって実在の人物となった。

さらに、1998年発行された鏑木行廣の『佐倉惣五郎と宗吾信仰』（崙書房）は惣五郎研究を集大成した作品で、幅広く関連した史料調査を行った。とくに年貢と各地に根付いている宗吾信仰を重点とした。鏑木は佐倉地方史の学者で、佐倉藩における政権・経済・信仰の史料について確実に把握する。前後期堀田氏の統治もすでに整理した。宗吾信仰の普及は惣五郎に対する最大の評価であると述べて、義民としての惣五郎に関する史料や民間の記録をできるだけ引用して、現代まで存在している宗吾霊堂のなかの十五社に現地考察を行った。

### 0.1.3 研究方法

本論に採用するのは文献分析法である。第一部分は社会経済史の方法論である。まず惣五郎一揆は近世初期に発生した事件で、当時残した史料はわずかしかない。また事件に対する記録は伝説や物語の他にないので、事件発生当時の農村像を作るため、幕府の法令や近い地区の名寄帳、及び『徳川実紀』『寛政重修諸家譜』などの正史の記載からできるだけ事実に近づきたい。以上の史料の分析によると事件の実態が復元できよう。

さらに、第二部分は社会思想史の方法論で、江戸中期から明治期の記録と公文書による惣五郎に対して民衆の意識の変遷を明らかにする。また、宗吾霊堂に関する前人が考察した現地の記載を利用して、宗吾信仰は長い時間範囲でいかに形成したのか、この問題点を明確してみたい。

### 0.1.4 論文構造

本論は16世紀後半から20世紀のはじめまで、惣五郎伝承の成立と広がることについて通史的に論じる。

第一章に、16世紀後半から17世紀初期、豊臣政権の社会政策より中近世移行期における幕藩体制の基礎の作った背景を法令の研究から整理した。それに、近世の農村支配構造のなかに、村方三役（名主、組頭、百姓代）の役割や位置

づけと年貢政策にわけて二つの部分から論じる。

第二章は17世紀半ばを中心として、承応2(1653)年に起こった惣五郎一揆の背景を整理して、佐倉藩主と幕府・佐倉藩の村支配二つの面からまとめる。事件発生当時の佐倉藩主であった前期堀田氏は幕府との関係が親しい、そこから幕府はこの事件の対応を探る。さらに第二節で惣五郎の直訴状を基に、当時残った同藩の年貢記録に対照して、前期堀田氏の佐倉藩支配と一揆の発生の原因を明らかにする。第三節において、惣五郎一揆の背景による17世紀、いわゆる代表越訴型の一揆形態の真実性を討論する。

第三章に、18世紀に佐倉藩における惣五郎に関する発展をまとめた。第二節に藩主である堀田正亮や百姓側はどのように惣五郎を利用しようとしたかの考え方が明らかにする。また第三節に宝暦期以前佐倉における惣五郎物語と祭祀の伝承、のちの『地藏堂通夜物語』などの写本の成立背景について説明する。

第四章に惣五郎物語を脚本として作った歌舞伎作品『東山桜莊子』から、19世紀の幕末期から戦前まで全国に広がった宗吾信仰のあり方をまとめて説明する。

## 第一章 近世前期の農村支配構造

### 第一節 近世前期の地域支配

近世の支配体系は中世惣村の自治の性格を全般的に否定しないまま、中世以来こういう在地勢力を変えて政権の末端として利用した。そういう変化は戦国時代に入って、各戦国大名による惣村の自治権が制限され、または奪われた場合もあった。天正 14（1586）年豊臣秀吉が太政大臣になって、統一政権としての豊臣政権が成立した。秀吉の一連の政策によって、近世の封建体制の基礎が作られた。中世以来の在地領主制の解体をはかる兵農分離策として、以下、太閤検地・刀狩令と身分統制令を論じてみよう。

#### 1.1.1 太閤検地

豊臣秀吉が検地を行なったのは天正 9（1582）年に遡ることができる。天正 19（1591）年関白の位を豊臣秀次に譲ると「太閤」の称号を使用した。天正 19（1591）年以前の検地も含めて「太閤検地」と呼ぶ。

室町と戦国時代に一円に支配権と自領の実質総農業生産高を確認するため、戦国大名らが検地を行って、中世の荘園と国衙領の枠を超えて、新たに支配権を取った地域と課税を記録で確立した。だがほとんどの戦国大名が領地に全面的に検地を行うわけではなかった。

秀吉は全国を武力で征服して、同時に検地を行い、よって征服した土地を把握した。検地は秀吉の征服範囲に連れて遂行されたが、天正 10（1582）年から、1歩を6尺3寸四方、300歩を1反、田畑の等級を上・中・下・下々の四段階と定め、柵を京柵に一定して石高を算定し、耕地1筆ごとに耕作者を検地帳に記載して年貢負担者を確定した。統一する前の検地の不徹底さがあったと推測すると、全国一致の基準で作った検地帳も近世封建体制の基礎になったと言えよう。

また全国を統一した豊臣政権は検地を通して、改めて農民を土地に固定させ、

検地帳で所有関係を確定した。それで、中世の地方支配構造も検地によって解体し、農民は小農になって、土豪の支配から解放された。村の支配関係は単純化され、幕府—領主—惣代—庄屋（名主・肝煎）—百姓の構造になった。そこで問題が生じるのは庄屋層の位置づけとその上下関係である。

### 1.1.2 刀狩令

天正16（1588）年七月八日の日付で秀吉の掟書「条々」として刀狩令は発令された。その内容は次の三ヶ条である。

条々

- 一 諸国百姓刀、脇指、弓、やり、てつはう、其外武具のたくひ所持候事、堅御停止候、其子細者不入道具を相貯、年貢所當を難渋せし免、一揆を企て、自然対給人非儀能働奈須族、勿論可有成敗、志力連ハ其所之田畠令不作、知行費に成候の間、其国主・給人・代官等として右武具取集ことこと具可致進上事、
  - 一 右取をかるへ幾刀・脇差を費にさせら類遍支儀に是あらず候、今度大仏建立能釘・かすかい以に可被 仰付候、然者今生之儀者不及申、来世迄も百姓相助義候事。
  - 一 百姓者農具さへ持、耕作専に仕候得者子々孫々迄長久候、百姓阿われ飛を以て如此被 仰出候、誠に国土安全万民快樂能もと以也、異国ニ而者唐堯能楚乃カミ天下越奈て守りたまひ、寶劍・利劍を農器に用ると奈り、此旨を守り各其趣を存知、百姓者農業を可入精事、
- 右道具急度取集可致進上、不可油断者也、

天正十六年七月八日<sup>5</sup>

第一条は武器を所持することを厳禁した。百姓らが武器を持つことで、年貢と雑税を納めることの難渋、または一揆を企て・田畑の不作などの行為があつ

<sup>5</sup> 「小早川家文書」『大日本古文書 家わけ. 11』東京帝國大學文學部史料編纂掛編纂、1927年、480頁。

たからだ。すなわち、刀狩りは領主側が年貢を順調に取れる基礎になるに行われた。第二条で取り集めた武器は京都の方広寺の大仏を建立する釘と鋸になることを示して、それによって、秀吉は百姓の来世の幸福も助けたいと伝えた。

第三条は農民の本分は耕作であると明記され、百姓の農業に専念して欲しい。「百姓者農具さへ持、耕作専に仕候得者子々孫々迄長久候」と政権側が求める百姓像を明定した。武器を武士に集中して、百姓を守るのは武士の役割であり、百姓はその庇護のもとで農業を務める。それで子孫が長く続けると説得した。この条々では政権側が民の現世と来世の利益を守ろうという懐柔策とも言える。

ここに注意したいのは、豊臣政権がまず刀を代表として武力を持つ権利を回収した。だが、中世の刀は成人になった男性の人格と名誉の表象であって、秀吉の刀狩令はそういう刀の持つ重さを抱え込んで生まれてきたと藤木久志が指摘した。<sup>6</sup>柳田国男は著作『日本農民史』で、百姓にとって刀狩りの意味については以下のようなものである。

……兵器殊に銃砲の村に在る者は取上げられ、刀狩りと称して刀剣類までも持去られた地方もある。家の名を大切にする人々には、堪え難いことであつた…今日の思想では士と農と、もう全然二元のものゝ如くなつてしまつた……最初は百姓は良民又は公民の総称で、武士も亦悉く其中から出たものであるが、兵と農と相兼ねることを得なくなつた結果、百姓は武士よりも低い身分と爲つた。数百年の由緒を有する農家にとっては、刀をとられることは忍び難い零落であつた……<sup>7</sup>

つまり、当時の農民にとって、刀が取られたことより、名誉が奪われたことが辛い。刀の持つ権利の有無で、百姓と武士の身分がはっきり分れた。さらに、「数百年の由緒を有する農家」という在地領主が武力を奪われ、より低い身分

<sup>6</sup> 藤木久志、『刀狩令』、岩波書店、2005年、4頁。

<sup>7</sup> 同上、29頁。

の百姓に落ちて、固定化された。豊臣政権は象徴的に在地の武力勢力である地侍の勢力を制圧していた。

### 1.1.3 身分統制のはじまり

天正19年(1591年)に豊臣秀吉が以下3ヶ条の法令を発した。ここから近世日本の身分制度が創出された。

定

- 一 奉公人、侍、中間、小者、あらし子に至迄、去七月奥州江御出勢より以後、新儀ニ町人百姓ニ成候者在之者、其町中地下人として相改、一切をくへからず、若かくし置ニ付てハ、其一町一在所可被加御成敗事、
  - 一 在々百姓等、田畠を打捨、或あきない、或賃仕事ニ罷出輩有之者、そのものゝ事ハ不及申、地下中可為御成敗、并奉公をも不仕、田畠もつくらさる、代官給人としてかたく相改、をくへからず、若於無其沙汰者、給人過怠にハ、其在所めしあけらるへし、為町人百姓かくし置ニおみてハ、其一郷同一町可為曲言事、
  - 一 侍小者ニよらず、其主に暇を不乞罷出輩、一切不可拘、能々相改、請人をたて可置事、但右者主人有之而、於相届者、互事之条、からめ取、前之主の所へ可相渡、若此御法度を相背、自然其ものにバシ候ニ付テハ、其一人の代ニ三人首をきらせ、彼相手之所へわたさせらるへし、三人の人代不申付ニをいてハ、不被及是非候条、其主人を可被加御成敗事、
- 右條々、所被定置如件

天正十九年八月廿一日(秀吉朱印)<sup>8</sup>

第一条では奉公人、侍、中間、小者、荒子<sup>9</sup>は地下人＝百姓になることは禁止された。第二・三条は百姓の義務は田畑を耕作することであると規定し、商

<sup>8</sup> 「小早川家文書」『大日本古文書 家わけ. 11』東京帝國大學文學部史料編纂掛編纂、1927年、481頁。

<sup>9</sup> 『国史大辞典1』吉川弘文館、336頁。荒子：戦国時代ごろ、半端な雑役に扈從する一種の雑兵の呼称。嵐子とも書く。もとの語にはある種の労役奉仕の意があり、荒仕事の意ともいわれるが、実態は詳らかでない。



人や職人になるのはいけない。また農民は田畑から、侍・小者などの下層武士はその主の処から逃げるのがあったら、処罰を受ける。その内容によると、近世の社会関係の基本が領主と百姓の年貢賦課と徴収にあること、兵農・商農・職農の分離を通して、社会の安定のためにその秩序を守べきという原則が明らかにされた。

この定から、秀吉は近世百姓を明確に位置づけた。「百姓」の社会的役割が年貢米の生産と納入することである。統一政権である豊臣政権は理想な百姓像を作って、百姓とは農耕に従事して年貢を納入する階層であると決めた。在村には武士を住ませない、農耕を業とする者だけを住ませるの施策である。武士は勿論村から退去したが、商人と職人はこういう身分制度の中で無視され、百姓として被せられた。ここから在村の居住者は農民しか居ないという勘違いが生じた。

秀吉が前述の刀狩令・検地・身分統制によって、中世からの在地勢力の終結を得た。それが表面的に村を最小単位として、農民は年貢によって領主と結び、近世の地域社会を構成した。だが、統治の末端において在村の秩序維持は庄屋をはじめ村役人に任せることで、村役人は村の中の高持百姓を担った。

従来の研究史では、近世前期の村役人は中世から土豪的系譜を持つ、検地によって百姓身分に固定され、村の中において旧来の支配権を行使できる特別な存在でもあったと提出した。<sup>10</sup>つまり、近世前期社会の在地支配を支えたのは、中世から残った在地勢力である。この在地勢力は政権との間に、どのような妥協や合意が存在したのか、それが元来の有力者が統一政権の末端機構に位置付けるべきと判断しているがどうだろうか。この疑問は本章の第二節で明らかにする。

---

<sup>10</sup> 渡辺忠司『近世社会と百姓成立—構造論的研究—』思文閣、2007年、104頁。

## 第二節 農村支配の基本的構造

### 1. 2. 1 村方三役の成立

幕藩体制の理想では、支配階級である武士階層は村から離れた城下町から村を支配する。村では農民だけが存在して、よりフラットな社会になった。村で領主支配の末端として、村の行政を担うのは村役人である。通常は「村方三役」と呼ばれ、庄屋（地域によって名主・肝煎でも称する）・組頭（年寄）・百姓代の三つの役職である。老中一遠國奉行、老中一勘定奉行一代官という幕府職制による地方行政機関は、多く在地の被支配身分による行政実務を支えて、日常的行政を實行していた。こういう人々は、武士身分を象徴する苗字帯刀の免許あるいはほかの御用の標識を付与された。幕藩領主が非武士身分の者と協同して、支配の貫徹を尽くす仕組みと見なされる。

兵農分離の後に確立した村請制度は、村役人が年貢・諸役の収納の責任を取る制度である。地域において、一定程度の自治・自律が存在しなければ、實行ができなくなる。けれども、この自律性は幕藩体制にとって、不安定な要素である。ここから村役人と幕藩領主の間がいかに結合したかは課題となろう。

豊臣秀吉は太閤検地を施行していくことで、村を行政の基本単位と決めて、庄屋を村役人であることと確認した。中世史の研究者によって、近世の庄屋が統一政権によって成立した新しい機構ではなく、大和国には恐らくとも十四世紀末には年貢公事の納入実務者で惣庄の利害を代弁する「庄屋」が見られた。戦国期には近畿地方の荘園に広く存在していた。中世における「庄屋」は村の代表として領主に対抗する「村請け」「地下請け」<sup>11</sup>を行い、自治的な性格

---

<sup>11</sup> 『国史大辞典6』吉川弘文館、721頁。地下請：中世荘園における年貢請負制度の一つ。荘園年貢の請負には鎌倉時代の地頭請に始まり、守護請・地下請などがあり、こうした荘園年貢の請負を請所とよんでいる。地下とは本来は宮中で昇殿の勅許を得ない官人をいい、殿上人に対する呼称であるが、ここでは荘園における在地の名主・百姓をさしている。地下請とはこうした名主・百姓が共同して荘園の年貢・公事を請け負うことをいっている。故に「百姓請」ともいわれ、荘園内の番頭らが請け負った場合には「番頭請」ともよばれた。毎年一定額の年貢納入を請け負った地頭や守護や地下は、地の支配の全権を委任された。その年貢を請料または請口といい、豊作・凶作にかかわらず一定しているのが原則であった。

を持っている。

近世の領主は在地の有力百姓を庄屋に任命し、その在地の影響力を利用して支配を浸透させようとした。また庄屋の選出方法は村運営の家格をもついくつかの家の中で、互選によって庄屋を選出して、その結果によって領主の任命を受けることになった。だが、近世中後期になると、小百姓層の台頭に従って村政参加の権利を要求し、村のすべての百姓家が選挙権と被選挙権を持てることになって、次第に家格制が崩壊されていった。

組頭は年寄・長百姓とも呼ばれ、本来は五人組の組頭を示していた。五つの世帯を一組になして、組員は相互に連帯責任を負わせる監督制度である。最初はキリシタン禁制や治安維持のために設置したが、のちは年貢・諸役の徴収を含めて百姓支配の一環として、十七世紀半ばには各地に置かれることになった。寛政六（1794）年に、高崎藩の郡奉行である大石久敬が藩の命令を受け、当時の地方制度を記録した『地方凡例録』には、組頭は名主の下役として領主や村の用事を務めると記している。鈴木ゆり子の研究によれば、近世初期の村における組頭は公に公認された役人ではなく、むしろ領主支配の末端として庄屋の専断を抑えるため、百姓側から成立した役職ではないだろうかと述べている。<sup>12</sup>

水本邦彦が慶長 13（1608）年撰津柱本村と寛永 15（1638）年和泉日根野村の史料<sup>13</sup>を提出して、そこから庄屋と年寄（＝組頭）の関係・庄屋と年寄の性格の差異・年寄の役割を分析した。要するに、庄屋の成立は年寄より遅い、初期の年寄は系譜的には一般的に中世末惣村段階の地侍に遡りうる。近世初期の地方支配はまだ未熟で、庄屋が年寄の中から選ばれ、支配の拠点として新たに貢納夫役の独占的な権限を与えられた。前期村方騒動（寛永末期～慶安期）の研究では、年寄主が有力百姓の中に主として、反庄屋闘争の担い手であった。

<sup>12</sup> 藤井譲治編『日本の近世 3 支配のしくみ』中央公論社、1991 年、244 頁。

<sup>13</sup> 水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学、1987 年、20-21 頁。

この時期の庄屋と年寄の組成が重なっていて、年寄は近世中・後期の村役人ではなかった。年寄が村役人として確立したのが寛永期に至って、年寄は庄屋と共に年貢収納など公務を務めることになったことが史料に見える。<sup>14</sup>

百姓代は村民を代表して、庄屋（名主）・組頭（年寄・長百姓など）による村政を監査する役を勤めた。『地方凡例録』は百姓代は名主・組頭以外、その村における大高持ちの百姓で、入札による選出、基本的には無給職で、一つの村に二三人居ることもある。享保9（1724）年信濃佐久郡五郎兵衛新田で百姓代の記載がある。おおむね江戸中期以降村政をめぐる争いをきっかけにして百姓代は広く出現し、小百姓からの百姓代選出を要求した記載もある

本論では、名主（関東地方の称号、=関西地方の庄屋=東北地方の肝煎）と組頭（年寄）に関する法律と史料は百姓代より多いので、名主と組頭を主として論じる。慶安2（1649）年2月26日の「諸国郷村江被仰出」に、名主と組頭について、以下三条の要求あるいは前提がある。

- 一 公儀諸法度を怠り、地頭代官之事をおろそかに不存、扱又名主組頭をハ真の親とおもふへき事
- 一 名主組頭を仕者、地頭代官之事を大切に存、年貢を能済、公儀御法度を不背、小百姓身持能仕様に可申渡、扱又手前之身上不成、萬不作法に候得ハ、小百姓ニ公儀御用之事申付候而も、あなとり不用物に候間、身持を能致し、不便不仕様に常々心掛可申事、
- 一 名主心持我と中悪者成共無理成儀を申かけず、又中能者成共依怙最眞なく、小百姓を懇にいたし、年貢割役等之割少も無高下ろくに可申渡、

<sup>14</sup> 水本が提出した史料：

(a)一、御蔵詰米之時者、庄屋年寄行事御蔵へ罷出肝煎詰仕舞可申候、若隠託申義候者可為曲事（寛永11・正 平野藤次郎触）（44）

(b)一、小百姓之内我まゝを申、庄屋年寄之申事を不致承引、郷中をさばかし、いわれざる公事之くわたていたすもの於有之者、頭人ハ不及申す、組之者迄曲事に可申付事（寛永14・2・27 曾我古祐定）（45）

(c)一、百姓公事出来及裁許候時ハ、御公役之妨、地下中之痛勿論之条、庄屋年寄并中中以相談、相宥之可申候（慶安2・正・11 今井彦右衛門壁書）（46）

水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学、1987年、20-21頁。

扱又小百姓ハ名主組頭之申付候事無違背念を入可申事

百姓は名主と組頭を自分の親のようにみた。また、名主と組頭自身は地頭と代官の命令に従う、年貢を能済する、公儀の御法度に違反する情事はないかと要求される。名主と組頭は小百姓の最上になって、百姓側は名主と組頭からの命令を服従するのが責任となった。

### 1.2.2 村方三役の機能

近世の村は、城下町に住んでいる武士によって支配され、文書で命令を村に伝達する。その内容は公的な年貢村役人の機能を主に次の三の部分に分ける。

第一は領主に年貢・諸役を上納する責任を負わせる。年貢の賦課・徴収は村役人に任されていた。領主は検見<sup>15</sup>によって、災害などの免除分を村高から差し引いた「毛付高」に対して何パーセントの割合で年貢高を決めて、代官を通して、村役人に免札（年貢割付状）を発給した。さらに村役人は百姓一人一人の持高で年貢率を決めて、それぞれの負担高を確定した。村で割付けた年貢を百姓たちは皆済期限までに庄屋に納入することになった。村役人のもとで記録として、「御年貢通帳」が作成される。万一年貢を皆済できない村人がいたら、多くの場合は庄屋や名主が弁済することになった。ここから、村請制の下では村役人が弁済に相応する経済力を持たなければならないことになっている。

『徳川禁令考』巻四十三「郊野専耕者諸法度」所載の「五人組帳前書之事」にこの部分の規定が記してある。<sup>16</sup>

一 年々御年貢内割仕候節、名主年寄惣百姓寄合、御割付之表を以、勘定相違無之様ニ割合を致シ、勿論反歩米永之員数委細ニ記之、名主より皆

<sup>15</sup> 『国史大辞典6』吉川弘文館、721頁。「検見取法」の条より。検見：本来の検見は毛見と称されたように田畑農作物の出来具合＝立毛を見分することを意味した。

<sup>16</sup> 法制史学会編、石井良助校訂『徳川禁令考 前聚 二七七二号』創文社、1981年、140頁。一時一地の法令ではなく、編者がこう記する。「今按ニ、地方凡例録ニ載スル者五十四条、地方聞書ニ六十四条、大成令、教令類纂並ニ七十条アリ、此外尚ホ諸書ニ載スル者アル可シ、所謂文言違ヒアリテ区々ナル者ナリ、今大成令ニ載スル者ヲ抄出シテ左ニ全録ス、蓋歴世ノ法令ヲ包括シテ許裏ニ在リ、郷村農民ノ一目シテ了然者ナリ、其他諸書ニ載スル者今悉記ニ違アラス」と江戸全期の法令が包括する。

濟手形押切判形致、百姓方江銘々相渡可申候事

第二は村の治安と秩序を維持し、村の経済的機能を正常化していく任務を与えたことがわかる。また領主からの法度を周知して、犯罪などを領主に報告することである。村は農民の生産と生活を維持するために、村掟が存在していた。その村掟は村役人によって決定したものを村人に通達して、村掟の末尾には村人全員の署判が捺され、村掟に対する村人が認めて機能をつけることを示している。一般的に村掟は幕府の触・領主の法度と村掟が混在している。また村でおこった争論に関して、多くの場合は領主に報告しなくてよくて、村役人は調停者の役割を負っていた。もう一つは村人を代表して領主に要求をだすことである。

第三は他領・他郡・他村との争論である用水・地境・入会に関して、名主が折衝をすることになっている。

### 1.2.3 村方三役の特権

村役人の給与は米で支給され、近世初期は領主から支給されていたが、十七世紀後半は村入用として村人に徴収された。十九世紀後半に『地方凡例録』が記されたのは、村高一〇〇～一五〇石の村は庄屋の給米二俵、二〇〇～三〇〇石は四俵、四〇〇～六〇〇石は五俵、七〇〇～一〇〇〇石は八俵、一二〇〇～一五〇〇石は一〇俵<sup>17</sup>、基準は村高であることが知られる。名主・庄屋の家は役宅と呼ばれて村政に関する事務を取り扱い、または村役人の集会の場所である。よって、一般村民の家屋より大きい。また名主の石高は二十石と制限して、百姓は十石である。名主の所持高はほかの百姓より多い、高持百姓の中から名主を選び出すことは原因であろう。

刀狩令が施行された後、江戸幕府も従って庶民の帯刀を禁止したとするのは通説であるが、むしろ身分表象に関わる刀の規制は浸透していく。百姓と町人

<sup>17</sup> 大石久敬『地方凡例録』日本経済叢書刊行会、1916年。

の帯刀は旅行・火事・婚礼・葬式・神事など非日常な場合では許されていたが、刀は柄の長さ・鞘の色などが詳しく規定されていた。だが、名主・庄屋は領主に対する貢献度や村内治政の成績によって、苗字帯刀を許されたこともあった。江戸時代には百姓町人は私的には苗字を名乗ることもあったが、公的文書には許されなかった。帯刀も道中差などの脇差は旅行時には許されたが、大刀は許されなかった。村役人などで特別の業績を挙げた者、孝行とか学術修行などで奇行のあった者、または多額の御用金を提供した者などが、幕府や藩から顕彰される場合に、その資格が与えられた。苗字と帯刀は一体ではなく、苗字のみを許される場合もあったが、帯刀はそれのみを許されることはなかった。その許可には、一代限りとか孫までとかに限定される場合と、永代にわたって許可される場合とがあった。<sup>18</sup>

例えば享保 14 (1729) 年奥州信夫伊達両郡に百姓の強訴事件が起こった。その中の伊達郡青木村の名主仁左衛門は百姓を制圧するのに成功した。よって、青木村の百姓らは一人も今度の強訴を参加しなかった。このために、仁左衛門は「其身一代刀帯之名字名乗可申候但名字ハ子孫迄相續名乗可申候」という奨励を受けた。帯刀は一代のみだが、苗字は子孫に相續される。<sup>19</sup>

また名主の服装の場合、江戸時代は百姓に対して厳しい衣類制限を實行している。前述の「五人組帳前書之事」から見える。

一 百姓町人衣服絹紬木綿麻布、此内を分分限に應し、妻子共に着用、此外無用ニ可仕旨被仰渡、奉畏候事、<sup>20</sup>

一般の百姓と町人の衣服の材質は絹・紬・木綿・麻布に限られる。だが名主が特権を持つことは寛永 19 年の「郷村諸法度」に、

一 男女衣類之事、此已前より如御法度、庄屋ハ絹紬木綿麻布を着すへし、

<sup>18</sup> 『国史大辞典 13』吉川弘文館、521 頁。苗字帯刀：苗字を名乗り帯刀することができる資格。

<sup>19</sup> 司法省庶務課編『徳川禁令考 後聚卷十三 行刑条例』、吉川弘文館、1931-1932 年、321-328 頁。

<sup>20</sup> 15 に同じ、二七七二号、頁 140。

脇百姓ハ布もめんたるへし、

右之外ハ、氈り帯にても仕間敷事、<sup>21</sup>

という規定がある。ここでは、庄屋（名主）だけは絹・紬・木綿・麻布を着用できる。ほかの脇百姓は木綿だけ使えることである。

徳川幕府は名主が主である村役人たちに上述の特権を与え、これより村役人層は政権と協力関係を維持する。ところで、江戸中期以降、特権と経済的利益によって、村役人層は遂に政権に近付く。よって、前述の村方三役に対する幕府の情感的な前提も失って、江戸幕府の村落支配体制もこのために崩れていくのである。

### 第三節 幕藩体制下の年貢徴収方

#### 1.3.1 検見取法と定免法

封建体制において、政権と百姓の関係は土地の所有と年貢・諸役の納入で結ばれる。江戸幕府の年貢政策は太閤検地の成果に基づいて発展した。一般に太閤検地は課税の方法を示すものとして理解されるように、名寄帳で耕地の等級・面積・石盛を表わして、名請人の所持分で年貢律を決めることになった。また村請制度を採用して、村単位で年貢を収納する。領主は村役人に徴税令書である年貢割付状を發し、庄屋などの村役人は責任者として、村内から年貢を徴収し、領主に上納した。年貢が納入されると領主は村落に対して領収書である年貢皆済目録を發行する。

一 御年貢御割付、惣百姓寄合拝見仕、其年々之損毛引方共ニ明鏡ニ割を致、則御割付之裏、惣百姓判形可仕候、自然名主壹人ニ而割を致候ハ、當座可申上候事

以上の法令によると、惣百姓は名主が分けた分を同意すると判形でこの年貢率の受け入れることを表す。

---

<sup>21</sup> 15に同じ、二七八一号、頁153。



徴税の比率は『地方凡例録』によると、「……又豊臣時代天下一統に成ての法ハ地頭三分一百姓三分二とあれば是も大抵四分六分より年貢少し弱レ……」<sup>22</sup>という。豊臣政権のもとで、「四公六民」つまり領主四・百姓六の分配率であった。また徳川の世において、「検見の法に五公五民と云ことは其年の出来米を地頭へ半分百姓作徳半分と取を云糶は五合摺の積りに付有糶を四に除バ則ち取箇辻に成る仮令バ糶十石あり五合摺にして米五石此半分式石五斗ハ地主作徳になる<sup>23</sup>」と、五公五民のは理想的な税率であるとしている。家康の「諸国郷村掟」において、「免相之事、近郷之取を以可相計之」<sup>24</sup>という原則で、社会の年貢負担の近似性を得る。百姓は近い他領・他国との比較によると、百姓一揆などの反抗行為で隣接しあう地域の負担を平準化できることになった。

近世前期年貢の徴租税法は検見取法といい、毎年の収穫高に応じて貢租を賦課する方法である。畝引検見制は近世社会の石高制においては実際生産量を把握して、貢租量の決定になった徴租法である。『地方凡例録』では、畝引検見制は「畝引検見之事」と記載している。根取米と糶量と比較すると、実際の糶量との関係で検見不足の有無を確認する方法が示されている。

畝引検見は古法にて、田方上中下とも村々根取米の極りあり、仮令バ上田は壹反に取米七斗五升、中ハ六斗五升、下は五斗五升などゝ記す、石盛に幾箇取として、壹反歩より納る取米の定りありて、之を根取と云、右上田の根取米七斗五升到、五合摺五公五民の法四を掛て、糶に直し三石と成る、壹反の坪数三百歩にて割れば、壹歩の糶壹升に当る、中田は八合六勺六才六、是根取の当り合なり、右の糶丈あれば検見不足なき処、損毛にて壹歩に糶平均八合あり、上田の根取に貳合不足し、中下とも夫々検見歩蒞いたし、何れも不足ならば、総勘定にて取米何拾何石の不足に成に付、右不足

<sup>22</sup> 大石久敬『改正補訂地方凡例録 卷の三』出版者不明、1871年、16頁。

<sup>23</sup> 21に同じ、15頁。

<sup>24</sup> 法制史学会編、石井良助校訂『徳川禁令考 前聚』二七七五号、創文社、1981年、150頁。

丈け反別に直し、親反別の内より検見引と記して之を引、残り反別に根取米の反当りを掛て、取米を仕出す、之を畝引検見、又ハ反取検見と歌ふ、<sup>25</sup> 検見取法により幕藩領主は農民から全剰余労働部分の収奪を実現できることになった。だが、村において、検見のために村に来る役人への接待の費用・作物の評価に対する役人側と農村側の相違・贈収賄が起ることなど弊害が生じていた。このほか、稲作の品種が異なることによって検見の行いが困難になることなど、前述のような問題がある。

享保の改革の一環として定免法が導入された。幕領では享保3(1718)年に定免法の実施を準備しはじめ、享保7(1722)年実際に行われた。定免法は過去五年とか十年の間の収穫高の平均値を取り、年貢高は当年度の豊凶にかかわらず、一定の年貢を納入することになった。だが大きな凶作であれば、破免として、その年だけが検見を行うことになる。定免法の実行は幕府にとっては財務の安定化すること、また検見を行わないことで行政費用が減るのは利点である。百姓は剰余生産の分で生活が豊かになるのもあったが、凶作の年には逃散する、両極化した結果が生じる。

刀狩令に、「百姓者農具さへ持、耕作専に仕候得者子女孫々迄長久候」という、農業に専念し、年貢を納入するのは近世百姓である。また耕作をしなかった場合には、以下の法令によって処罰をうけることになる。

一 耕作常々出精し、作之間ハ男女共ニ相応之持いたし可申候、若作ニ不精ニ而、徒ニ暮候者於有之ハ、五人組之内ニ而致吟味、異見可申候、不用もの有之候ハ、名主江早々相断、弥名主為申聞、其上ニ而も承引不致候ハ、御役所江可申上候、若隠置候ハ、名主年寄五人組共ニ曲事可被仰付候事、

耕作をしない人は徒然に暮らしていると見られる。そうなれば、名主がこ

<sup>25</sup>、大石久敬『改正補訂地方凡例録 卷の三』出版者不明、1871年、16頁。

の人を処罰をして、または耕作を強制させることもある。もしこの情事を隠せば、名主と年寄五人組も同じく処罰をうける。ここから江戸幕府が五人組を通じて連座法で社会支配をする方法も見える。百姓は農耕を勤める人々であると定義された。ここでは百姓はただの経済体とみなされる。

年貢を負担するのは本百姓<sup>26</sup>である。それが検地帳に記載された名請人・高持百姓である。同じ高持百姓であっても、庄屋以外の高持百姓・惣百姓がいて、庄屋が領主の村落支配の担い手という役割を付与されると同時に、ほかの本百姓との間に年貢米の割付などの公的事務から生じる矛盾が存在することになった。初期村方騒動は庄屋の年貢分配の不正や夫役の私用によって起こった場合がもっとも多かった。騒動の要求は上層農民の権益に限らず、一定程度小百姓の要求も含んだ。だが寛永期以降、村における有力百姓である庄屋と年寄の役人化によって、村役人に対する闘争の担い手は本百姓層になった。

無高の水呑百姓は年貢・諸役を負担しない代わりに、村での身分的に従属は認めなかった。よって、権利と地位のなかった彼らは契約に基づく小作農業・農業以外の商業や職人になった者もいる。

---

<sup>26</sup> 『国史大辞典 11』吉川弘文館、本百姓：江戸時代の農民のうち、領主から本百姓身分・百姓株を認められたものをいう。

## 第二章 佐倉藩政と代表越訴

### 第一節 佐倉藩主と徳川家の関係

#### 2.1.1 前期堀田家と幕府の関係

江戸時代に入ってから堀田正信が佐倉を除封されたまでも間に、佐倉藩を支配していた大名に関してまず見てみよう。将軍の御恩で領地が大名に給付されるのは幕藩関係の中心にある。転封と改易で大名の力を削弱する以外、徳川幕府の初期、親藩・譜代大名で外様大名の力を制御するのも一種の方法である。佐倉が江戸より距離が近い、この土地を家臣に分与する方が良いという徳川幕府の考え方がある。

以下の表を見ると、佐倉藩主になれたのは、すべて当時の将軍に信頼された徳川家の息子や徳川家に親しい関係を持つ家臣である。

藩主の名前	封入時間	封入及び家督を継承した時点の石高	転封した時点の石高	徳川家との関係
武田信吉	文禄元 (1592)	5 万石	15 万石	徳川家康の五男
松平 (徳川) 忠輝	慶長 7 (1602)	5 万石	12 万石	徳川家康の六男
小笠原吉次	慶長 12 (1607)	2.8 万石	3 万石	家康の家臣
土井利勝	慶長 15 (1610)	3.24 万石	16 万石	家康の信頼を受けていた。 家康の落胤の説でもある。
石川忠総	寛永 10 (1633)	7 万石	7 万石	家康と秀忠か

				ら大いに信任 を受けた
松平（形原）家信	寛永 12（1635）	4 万石		天正 10(1582) 年早くから徳 川家康に仕え た
松平康信	寛永 15（1638）	3.6 万石（弟氏信・ 信忠に 2000 石ず つ分与）	3.6 万石	父・家信の死 去により家督 を継いだ。
堀田正盛	寛永 19（1642）	11 万石		継母の春日局 が乳母を務め た徳川家光が 3 代将軍とな ると近習に取 り立てられ、 その後も家光 に深く信頼さ れた。
堀田正信	慶安 4（1651）	9.2 万石（弟正俊 に新田 1 万石、弟 正英に新田 5 千 石、弟勝直に新田 3 千石分与）	除封	父・正盛の死 去により家督 を継いだ。

27

<sup>27</sup> 『新訂 寛政重修諸家譜』に参考して作成した。

堀田正信が除封されるまでの堀田家は前期堀田家と呼ばれ、江戸時代において主に正盛と正信を中心として、紀氏と称し、武内宿禰を祖としている。堀田正盛は慶長13（1608）年に江戸で生まれた。正盛の母が稲葉正成の娘で、稲葉正成の継室は春日局である。その故に、元和6（1620）年に三代将軍徳川家光に拝謁し、家光の近習として短い間に出世していった。

正盛は元和9（1623）年、相模国内に700石をあたえられ、12月には従五位下出羽守になって、その後加賀守に任じられた。寛永2年の加増による、相模国恩田と常陸国北条に合わせて5000石を知行した。寛永3（1626）年には小姓組の番頭となる。この年に上野国内群馬郡内に新恩5000石を与えられ、一万石の譜代大名となった。同10（1633）年3月23日に松平信綱・阿部忠秋・三浦正次・太田資宗・阿部重次らと共に「六人衆」と呼ばれる、のちの若年寄の起源となる。5月には松平信綱と宿老（老中）並の扱いをうけて、幕閣での地位を確立した。12月には、甲斐国内に5000石を加増されて1万5000石となった。寛永12年には2万石の加増で3万5000石で、封地が武蔵国川越に移されて、はじめて城主となった。同年に老中に就任した。

さらに寛永15（1638）年に10万石となって信濃松本藩に転封され、老中の職務を免ぜられるが、『寛政重修諸家譜』によって、「職をゆるさるといへども、天下の大事政務の枢要にをいては、正盛評定所に候すべきむね仰下さる」<sup>28</sup>という。評定所というのは三奉行（寺社奉行・町奉行・勘定奉行）が合議によって事件を裁決し、かつ老中の司法上の諮問に答える幕府の最高司法機関であり、よって正盛が幕政の参画をし続けた。寛永19（1642）年、1万石の加増をうけて下総佐倉藩に転封された。

正盛は慶安4（1651）年、46歳で家光に殉死した。堀田正信が遺領を継承して佐倉藩主となり、弟の正俊に1万石、正英に5000石、勝直に3000石を分け

---

<sup>28</sup>『新訂 寛政重修諸家譜 第十』續群書類従完成会、1984年、堀田正信の条。

与えた。

堀田正盛が家光の信頼を受け、前述のとおり異常な速さで、老中も務めて、江戸の周辺に領地持ち 11 万石の有力大名となる。それに正盛が家光に殉死しただけではなくて、正盛の父正吉はあまり徳川家より重用はうけなかったが、二代將軍の秀忠に殉死した。堀田家が幕府、及び徳川家と深く繋がりのある家柄である。

### 2.1.2 正信の除封

堀田正信が万治 3（1660）年に無断帰国のゆえに除封された。『紀氏雑録』<sup>29</sup>によって父の正盛が亡くなった後の正信が何かの役職に用いられる可能性があるかと期待していた。正信は寛永 8（1631）年に生まれた。祖父の酒井忠勝・祖母の弟の稲葉正勝、父の正盛は老中である。忠勝がのち大老になって、將軍家を仕えた家系である。正信がこのような特別な家柄の持ち主で、役職を期待するのも当然のことであろう。だが正信は幕政に参加する機会に与えられなかった。

『徳川実紀』に万治 3 年 10 月 9 日の条<sup>30</sup>に、正信が老中の保科正之と阿部忠秋に宛てた書状を差さいて、無断で佐倉に帰ったと記している。正信が幕閣を批判し、困窮な旗本の救済を理由として領地を返上するという行動になった。その書状の要旨は以下のようである。

当代御幼稚の昔より、代をしろしめす事既に十年、輔導の人其道を得ず、天下の人民ことごとく疲弊し、幕下の諸士悉く貧困す、すべからく早く恩恵をほどこし、窮愁を慰せらるべし、もづ正信が父より傳へ給はる禄をもつて、御家人に充賜べき料とせらるべきなり、よて正信が所領の城地ことごとくかへし奉るとの旨なりしとぞ

万治 3 年の当時、老中には保科と阿部のほか、松平信綱がいった。この書状

<sup>29</sup> 児玉幸多『佐倉惣五郎』吉川弘文館、1972 年版、142 頁

<sup>30</sup> 『徳川実紀』第三冊、経済雑誌社、1904—1907 年、嚴有院殿御実紀卷廿、万治三年十月。

の宛名に松平信綱が見えない故に、『徳川実紀』にも「此封事のさすところ、ひとへに松平伊豆守信綱を誹譏するにいたる事多く書載せ」と評価された。

その正信の行動の取り扱いについて、幕府内では評議を開いた。保科正之は正信が「己が身をも家をもすてて諫を申」という行動に関してそれほど悪くはなかったと力説した。ほかの評議を参与するひとが保科正之の論説を同意したが、松平信綱だけが正信の行為を狂気と評価した。

そこで正之は正信が正盛の嫡子であると強調した。国のため身を擲って諫言したことで何故に狂気と信綱に言われるのか、と正之は尋ねた。信綱は諫言が無罪であっても、無断帰国のは反逆と同じで、正信自身だけではなく「罪三族」にも及べるといった。正盛の嫡子であるからこそ、狂気という理由で、その罪が宥められることになる。

結局、信綱の意見を採用して、正信が狂気であるとの理由で、次の取り扱いをした。同年の11月3日に、正信の領地が没収され、彼自身が弟の信濃国飯田藩主脇坂安政に預けられることになった。息子の正休は稟米一万俵で上野吉井に堀田家の存続を認められた。またこの年の年貢はすでに上納してしまったため、11月15日までに収納した分が正休に与えられた。

## 第二節 佐倉藩の農村支配

『佐倉風土記』の記載によって、佐倉は「……地多曠原。高下不齊。而無山嶽。其曰山者。或斷隴之餘。而有林薄耳。地多墳壤。未嘗有石。木宜杉松。不宜於檜栢櫟章。多出巨竹。但身薄節脆不甚堅勁。寒暑大率無異武江」、この地域は大体丘の多い平原で、大きい山岳がない。江戸よりの距離は79里で、約現代の50.575km、距離が近いと気候も異なっていない。行政地域で、佐倉は下総国における、印旛郡、千葉郡、埴生郡、香取郡四つの郡がある。惣五郎一揆が発生する時点に於いて、埴生郡は香取郡に属し、実際に三つの郡がある<sup>31</sup>。

<sup>31</sup> 磯邊昌言『佐倉風土記』 房總文庫刊行會、1930年、2頁。『佐倉風土記』は享保7(1722)



また江戸時代に地勢によって「筋」という行政区画があつて、南は寒川筋、北は印西筋、東方面は成田筋である。惣五郎が住む公津村は印旛郡にあつて、そこは成田筋である。物産のほうは、柿・栗・筍などの植物以外、川は多いので水産の鯉・鰻・蛤も特産である。また佐倉に「鹿兎駒」という馬がいて、「曠原縦衡各三四十里、風牧於所所、官籍其牝牡消息之數、皆有厲禁、歲之六月、吏來取之」、毎年の六月にこの馬の徴収を行う。ここから佐倉の地理条件を分析すると、江戸より近いので、馬も出産し、交通の便は佐倉の開発に対する一番重要な利点にある。また、徳川家は老中の封地を江戸の近くに入封する慣習があるので、佐倉藩の藩主もこの理由で、堀田正亮を入封させる以前に老中の更迭に従つて頻繁に変わる。

青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』の第一冊<sup>32</sup>には、承応2(1653)年12月「佐倉惣五郎一揆」の史料として、明治32年8月14日第6672号「新潟新聞」に掲載された「乍恐奉奏上御訴訟之事」以下のように直訴状を掲げている。

堀田上野介領分下総国印旛郡佐倉組合八十四ヶ村名主、百姓、同国千葉郡組合七十四ヶ村、同国相馬郡(布佐、守谷)組合三十九ヶ村、上総国(武射郡、山辺郡)七十ヶ村、組合村数二百四箇村

右村々総代

印旛郡公津村

過免御取箇御免之訴訟

名主 宗五郎

外に六名

名前印

この直訴状から判明できるのは、堀田家に所属する領地は下総国の印旛郡・千葉郡・相馬郡と上総国の武射郡・山辺郡、5つある。同文書では堀田正信の

---

年に成立した佐倉地志である。作者の磯邊昌言(1669-1738)は江戸初期～中期の儒者である。江戸で越後高田藩主稲葉正通につかえ、元禄14(1701)年下総佐倉藩主に転じた正通に従う。主命をうけて『総葉概録』『佐倉風土記』をあらわす。

<sup>32</sup> 青木虹二『編年百姓一揆史料集成』第1巻、三一書房、1979年。「佐倉宗五郎一揆」の条、245-246頁。

領地にある五つの郡の村々の名主、年寄、百姓たちが惣五郎を総代として、最後のところに「承応二癸巳年十二月 当將軍尊君様」家綱將軍に願書を提出したと記している。惣五郎の身分は名主で、藩の在村支配を行う役人である。

前述の史料は次に佐倉藩の由緒と直訴の起こった理由を述べる。

慶長十四年土井大炊守様御領分に罷成、御年貢御取箇並夫役其外等有来候通御上納候、勿論村々永荒永引無高地高御慈悲を以て御憐愍被下、百姓共農業出精仕り、親養育罷在、偏に難有奉存候、其後堀田加賀守様は信州松本より寛永十九年壬午年佐倉へ御所替遊され、慶安三庚寅年前々御取箇に准し、過分之増免と申儀は無之、夫役小物成等に至迄同断之儀にて難有奉存候、然る処、翌年辛卯四月廿二日加賀守様御逝去後、御家督上野介様御代に成り、其年の秋御割付御免定より過分の増免御取箇御座候、高一石に付一斗二升宛増免御座候、

慶長 14（1609）年土井利勝が佐倉藩に転封され、年貢は従来の税率でもらって、荒地と永引など耕作しにくい土地もあるとの理解で、年貢が免除されると百姓たちが述べた。土井の政策によって、百姓の生活が安定できる。その後寛永 19（1642）年に、堀田正盛が松本から封入、慶安 3（1650）年までも同様、税率が上がらない、また雑税も土井時代のままで上納させた。だが、慶安 4（1610）年正盛の死で、息子の正信が家督を相続して、同年の秋から税率を 12%増した。

土井利勝と堀田正盛の間に三人の領主があるが、統治期間は短かったのも、あまりにもその統治と年貢の収奪がどんな状況だったか判断しにくい。鐮木行廣が『佐倉惣五郎と宗吾信仰』に前期堀田氏、つまり正盛と正信の統治時期の年貢の特徴を概観していた。<sup>33</sup>同じ佐倉藩領であった埴生郡佐野村・上福田村・長沼村の本田年貢量と年貢率を例として考察した。前期堀田氏は検見取法

---

<sup>33</sup> 鐮木行廣『佐倉惣五郎と宗吾信仰』崙書房出版、1998年、62-66頁。年貢と年貢率が頁63の表を参考した。

を採用した。鏑木行広の研究では、正盛時代の寛永 19 (1642) 年から慶安 3 (1650) 年の間の年貢記録を調べると、高年貢率が実際に維持されていた。前述の直訴状が記した正盛時代には年貢の増税がなかったが、この三つの村の正盛時代の年貢を見ると、実際には増税になっている。

だが、正信時代である慶安 4 年から万治 3 (1660) 年までの十年間、高い年貢収奪がさらに強化されていた。慶安 4 年から承応 3 年、四年の間に年貢率が正盛時代より高くなって、三つの村の年貢率の最高記録がこの時期に発生した。直訴状が記した「高一石に付一斗二升宛増免」のような厳酷な年貢収奪が示されていた。

また、この直訴状によって惣五郎は公津村に住んでいた。公津村は承応 2 (1653) 年に五つの村に分かれて、下総国東勝寺宗吾霊堂所蔵の名寄帳「惣五郎分」によれば、佐倉惣五郎は台方村の百姓である。年貢記録<sup>34</sup>では、承応元 (1652) 年公津村の年貢率は 67.5%、総年貢量は 751.219 石であった。翌年五つの村に分かれたとき、各村の年貢率は加減があったが、総計では 772.064 石に増加した。分村以後に年貢が増加した事実からして、百姓の負担が増加された。これが「惣五郎一揆」の最大の理由であろう。

一連の直訴の原因は経済的な理由である。次の内容で百姓たちの厳しい生活様態が詳しく描かれている。

- 一 小物成大豆、小豆、胡麻、糠、藁縄等前々の通是あり、雑穀之品は代米を下し置れ候処、書上之通り過納仕、勿論代米は一切不被下候事、
- これまで大豆・小豆・胡麻・糠・藁などの小物成を納めた時に代米がくださったが、いま前述の通り不合理な年貢を払う以外、代米も一切くたされぬ。
- 一 御年貢米上納之儀、過分増米外役代米下し量れず候に付、百姓共自然と困窮相募り、御皆済にも延引に相成、奉公人に差出給金又は竹木を伐取

<sup>34</sup> 『千葉県印旛郡誌』崙書房、1975 年。

代金を以て納之日限御取立、御出役衆中に右之訳一切申訳仕候得共、御聞入是なく、村役人共無抛手錠或は繩に仰付られ、猶以て小前の取立致すべき手段無之、依之長百姓共糾明之申訳仕候得共、是又役人同様の糾明申付られ、嚴敷御催促詮方無之、妻、子供之衣類等又は雜具、家財等を持出売払ひ、其あたへ金を以て上納仕る仕合にて、甚難義至極仕候事、

このような増税では、百姓は皆困窮になる。年貢が滞ると、藩の役人が村役人に手錠や繩をかけて厳しく催促した。それとも小前百姓<sup>35</sup>だけが厳しく要求されたのではなく、長百姓<sup>36</sup>も役人に弁解をした。それで仕方なく妻子の衣類や雜具などを売って、その売った代金で年貢を納めた。ここから百姓の経済的な圧力と村役人の非道が見られる。

ここで注意できるのは、長百姓が小前百姓に助けたことである。ここから佐倉藩における村役人と小前百姓の間に大きな矛盾がなかったが、または年貢や諸役による衝突はまだ形成しなかったようだ。次に越訴の原因を述べた。

右下総国印旛郡佐倉領村々名主、年寄、百姓共奉奏上訴訟之儀、……

一 右の始末に付村々潰百姓数多出来仕候に付、此段其筋之御掛へ御願申上候得共、曾御取用無之候に付、是非なく江戸御屋敷へ御訴訟仕候得共、

<sup>35</sup> 『国史大辞典 6』吉川弘文館、4頁。小前：江戸時代、重株（おもかぶ）百姓（大前）に対して、小高の本百姓層を含む下層の農民層、すなわち小百姓層を意味する語。この場合、三種の大前の用法があることに対応して、小前にも三種の用法がある。第一は上層本百姓層・村役人層に対応して用いられる場合である。第二は、大前平方＝本百姓層を大前というに対して、従属農民層＝無株層を小前という場合である。第三は、地主＝大前に対して、小作人を小前と呼ぶ場合である。つまり、江戸時代の農民を上層農民と下層農民とに区別、ないし対照してみなければならないときに、常時この用法が用いられていたのである。このように、領主が村役人以外の農民を呼称する場合や、一揆対象が名主・村役人である場合には、第一の用例といたった村役人以外の本百姓層と従属農民層間の対立ないし村方騒動・小作騒動などでは、大前は本百姓層ないし地主層、小前は従属農民層＝無株層ないし小作人層を意味して用いられている。

<sup>36</sup> 『国史大辞典 2』吉川弘文館、822頁。長百姓：また旦那百姓ともいう。近世の村役人の名称。また単に重立百姓の意を用いることもある。室町・戦国時代には、郷村の指導者層またはその代表者をおとなといい、加賀では前田氏の支配の初期に村落の代表者をおとな百姓といたったが、その後、長百姓は一般に名主・庄屋の補佐役である組頭より下位の村役人であることもあった。村役人に長百姓の名称を用いたことは、秋田・前橋・高田・福井・松代の諸藩にその例をみることができる。ただし領分一円に画一的においたとはかぎらない。忍藩（阿部家）の撰津領では、庄屋の下に長百姓または年寄があり、年貢割付目録の受取りや、村入用帳面の提出のときには、庄屋とともに出頭していた。

御国許同様之御扱にて御取用無御座、依之久世大和守様御駕籠に付訴訟仕候得共、角兔国許へ御願可申出仰渡され候得共、国屋敷にて一向御取用ひ無御座候、増免過役等一ヶ年上納仕候得共、所持田畑村方へ差出し、其身他国他領へ離散仕り、人数凡そ七百三十人、此家数百八十軒并寺院十一ヶ寺無住に相成、当時持来の田畑取賄ひ行届かず甚難儀仕候、

このような訳で、百姓が藩当局から再度の請願を無視されたため直訴にいたった経過が読み取れる。惣五郎たちは其の願書を国中の役人、江戸の堀田家の屋敷、久世大和守のところに差し出したが、誰にも受け取ってもらえなかった。その部分は国中の管理職を担う役人が彼らの要求を無視したから、越訴が起こる原因となる。

最後の段落で、領主側の視点から、説得を得るため、百姓たちが理由を挙げる。

……他所へ離散の男女渴命に及び道路に倒れ餓死仕り、又は不覚之盜賊の数に入、其筋之役人に召捕れ御吟味に罷成、領国の御名をも穢し恐入奉り候……

百姓が離散し、道路に倒れて餓死した者もいた。または盜賊の類になって、役人に召し捕られて吟味を受けた。それでは領主の名を汚すことになる。ここで名主らが百姓の惨状を述べて、またこの事態がさらに悪化にすれば、国の秩序と領主の名誉に大きな影響を与えることになる、と説得した。

史料集の編者がつけたこの事件の概略では、「十二月 下総印旛郡佐倉領公津村ノ百姓佐倉宗五郎等、高一石ニツキ二升ノ増米ト小物成ノ金納化ニ反対シテ越訴ス（佐倉宗五郎一揆）」<sup>37</sup>と記載している。

ここから判明できるのは、事件が発生する時点は承応1（1652）年の12月、原因は税率の増加（税率は高一石につき二升で、2%を増えた）と雑税（小物

<sup>37</sup> 青木虹二『編年百姓一揆史料集成』第1巻、三一書房、1979年、「佐倉宗五郎一揆」の条、245-246頁。

成)の金納化に反対するため、越訴を起こった。事件の領導は下総印旛郡公津村の百姓佐倉惣五郎である。だがこの記載は後の直訴状本文と比較すると、二つの違う点がある。第一点は増米の比率で、第二点は一揆を行った時間である。以上のような直訴状は幾つの写があつて、大体のあらすじが変わらない。

### 第三節 名主惣五郎と代表越訴

#### 2.3.1 江戸幕府の直目安と逃散に対するの態度

幕府の直目安(越訴)と逃散についてのお触れと掟から、慶長8(1603)年12月6日に発令された諸国郷村掟をまず見てみよう。

覚

- 一 御料并私領百姓之事、其代官領主依有非分、所を立退候付而ハ、縦其主より相届候とても、猥に不可歸付事、
  - 一 年貢未進等有之者、隣郷之取を以、於奉行所互ニ出入令勘定、相濟候上、何方に成共可住居事、
  - 一 地頭之儀申上候事、其郷中を可立退覚悟ニて可申上之、尤も無くして地頭の身上、直目安を以申上儀御停止事、
  - 一 免相之事、近郷之取を以可相計之、附、年貢高下之儀、直ニ目安上候儀、曲事思召事、
  - 一 惣別目安之事、直ニ差上儀堅御法度たり、但、人質を取られ、せんかたなきに付ては、不及是非、先御代官を以可申上之、并奉行所へ差上之、無承引付而ハ、其上目安を以可申上、不相届して於申上之ハ、可為御成敗事
  - 一 御代官衆之儀、非分於有之ハ、届なしニ直目安可申上事、
  - 一 百姓をむさと殺候事御停止たり、縦雖有科、搦捕之、於奉行所対決之上可申付事、
- 右の條々、依仰執達如件、

慶長八年三月廿七日

内藤修理亮

青山常陸介<sup>38</sup>

この掟が逃散と直目安について全部含めて規定した。ここで逃散について、第一条では、代官・領主が不法行為をした理由で、百姓が逃散しても、領主が百姓を引き戻すのを禁止していた。また第二条では、年貢が未納のまま、「隣郷之取」を納めば、逃散その行為が黙認される。

逃散は中世からの残留された作法で、農民が計画的に、村落単位で領主から領主の力の及ばない山野などに逃げ去るやりかたで、領主に談判を挑む作法である。領主は領地の耕作を望むため、農民側の要求を受け入れる。さらに、封建体制の基礎は土地を媒介として、幕府—大名—武士—百姓という身分階級を作った。もし封建体制の底にいる百姓が土地から離れて、百姓は生産力の主体で、経済体としての機能もなくなった状態では、封建体制の危機になると幕府が意識して、百姓らの要求を受け入れる対応をした。封建制度の安定を図るためである。

第三条では、地頭つまり当地を支配する旗本は「郷中を可立退覚悟」をもつほうがよいという幕府の覚書である。この三条から幕府が逃散に対する態度は否定的ではなかったようだ。

中世において、百姓は居留の自由を持つ。保坂智が『百姓一揆とその作法』に、鎌倉幕府は関東御成敗において、年貢皆済後の百姓の逃散が認められることで、江戸幕府がその規定を踏襲していたと提出した。<sup>39</sup>だが、中世百姓の自力的な性格とは違い、江戸幕府は重層的な構造によって社会支配を尽くすのを目標とする。逃散に対する放任な態度から、幕府の社会支配の不十分を表す。

次の第四条で、年貢は「近郷の取」で計るべきと規定された。よって地域の

<sup>38</sup> 法制史学会編、石井良助校訂『徳川禁令考 前聚』二七七三号、創文社、1981年、149頁。

<sup>39</sup> 保坂智『百姓一揆とその作法』吉川弘文館、2003年、72頁。

年貢収納が平均になる。または年貢のために直目安を行うのは原則的に違法行為と記す。だが、第五・六条において、人質を取られる場合や代官に非分のことがあったら、直目安を認める。幕府が直目安と逃散を前提とした場合、認めるのは17世紀と変わらない。

同じ保坂智の論説で、幕府による直目安を受容するのは、「公儀」として大名と大名の間・大名と百姓・村と村の間で起こる紛争を調停・裁許しなければならないと述べる。幕府への直目安を認めなかったら、国家公権としての幕府の役割は果たせない。また直訴権を含めた民衆の訴訟権を認めなければ、強固な支配体制が確立できない、と保坂は指摘した。<sup>40</sup>

だが、近世初期において、幕府の支配力がどれほど村落をコントロールしたかに疑問を持つ。直目安と逃散を認める事によって、百姓との間について信頼関係が構築する。もしくは藩・村役人が百姓らの行動を制圧しようとする、藩と村役人への処罰によって、新しい統一政権である幕府が自らの権威を維持する。そこから近世初期、さらに幕府は村落への支配力の不足を示しているといえよう。

### 2.3.2 代表越訴の合理性

保坂智は『百姓一揆とその作法』で、『徳川実紀』に百姓が将軍へ直訴した五件の事例を研究した。一般的に、惣五郎の直訴は不敬きわまりない行為として磔に処せられると理解された。しかし、『徳川実紀』という幕府の正史に記録したものは将軍直訴という行為そのものでは逮捕・処罰されなかった。また武士・商人・僧侶らの直目安も『徳川実紀』に散見する。慶安元年に、家光は直目安が将軍の参宮の間に禁止されるという御触れを発令し、裏を返せば参宮期間以外は許可される、と保坂が指摘した。またこの御触れには「於江戸御評所え罷出、御訴訟可申事」という幕府へ直接訴願を提出する行為をすべき行為

---

<sup>40</sup> 保坂智『百姓一揆とその作法』吉川弘文館、2003年、76-78頁。



として提示した。保坂は幕府が訴状内容の理非に従って裁許したと理解した。処罰は直目安をしたからなのではない。惣五郎は身を捨てる、百姓たちの困窮を将軍に報告した。直目安が成功したが、惣五郎とこの家族が処刑された。だが、惣五郎一揆が発生した時点の17世紀の半ばで、このような直目安は基本的に許される。<sup>41</sup>

児玉幸多氏が東勝寺宗吾霊堂所蔵の「惣五郎分」の名寄帳を考察してから、惣五郎の実存在が確認された。その名寄帳を作った役人の名前と照合すると、「惣五郎分」の作られた時点は大体承応3(1654)年で極めて近い時期である。惣五郎は名付主で、中世後期の身分制度で分ければ、「地侍」であり、すなわち上層の農民であったと考えられる。<sup>42</sup>

従来の百姓一揆研究において、惣五郎が「代表越訴型一揆」の典型と理解されている。だが、代表越訴という行為の合理性はどうなるのか。前述の直訴状から、惣五郎は名主である。第二章で江戸時代の名主が政権の末端であることがわかった。地方支配を強化するため、近世の領主は在地の有力百姓を名主に任命し、その在地の影響力を利用して、よって支配が貫徹できる。本来の地方勢力である名主はいかに幕府と藩の力になるのか。百姓身分であるが、名主はほかの百姓より服装と違い・苗字帯刀などの特権を持っている。さらに、名主に給与が与られた。通説ではなかったが、惣五郎の苗字は一部の研究において、「木内」と記された。苗字の持つことから見て、惣五郎はかなり治政のいい名主である。前期堀田氏が佐倉藩における統治は確かに非道で年貢も非常に高かったことから、地方のよく管理できる名主である惣五郎を処刑する理由はなんだったのか。

当時の佐倉藩における本百姓層と小前百姓のあいだに大きな矛盾がなかったらしい。ここで惣五郎が名主という役職を正常に行っているという前提で、

---

<sup>41</sup> 40に同じ、51-57頁。

<sup>42</sup> 児玉幸多『佐倉惣五郎』吉川弘文館、1972年版、95-105頁。

彼の仕事は村の秩序を維持すること、または代官と百姓の間のパイプである。

前述の直訴状が述べるように、過酷な年貢収奪によって、佐倉藩の百姓たちが困窮になって、村から出て、逃散の道路を選んだ。農民が土地に緊縛されるのは近世兵農分離社会の底盤で、こういう行為が封建体系を崩壊に導く。その結果を予見した惣五郎は名主の職責を果たすため、領主・老中の久世大和守・または頂上にいる将軍に報告するつもりである。それが代表越訴と言えることであろうか。土豪の性格をもつ惣五郎のように土地を持つ上層の農民が、村落から他領地に逃散する農民が730人180軒も出たことを報告している。その行動を代表越訴とはいえない。名主が封建領主に対して、地域支配を尽くすための警報を発したからだ。



## 第三章 惣五郎の義民像形成の過程

### 第一節 惣五郎直訴物語の形成

#### 3.1.1 後期堀田氏の発展

万治3（1660）年に正信が除封されたと同時に、同母の弟、堀田家の三男の正俊は上野安中（今群馬県安中市）に転封された。正俊は寛永13（1636）年に將軍徳川家光の命令で春日局の養子になった。正俊と幕府関係は密接であり、正盛の人脈を受けたとも言えよう。おそらくは正俊が選ばれた理由であろう。のち正俊が四代將軍綱吉の信頼を得て、天和元（1681）年12月には大老に就任した。貞享元（1684）年に正俊が暗殺されるまでの加増は13万石に至って、正信時期を超えた。

正俊の死後、貞享元年10月、子の正仲が遺領のうちの十万石を継承し、弟の正虎に二万石、俊季（正高）に一万石を分け与えた。元禄7（1694）年正仲が亡くなった故で、正虎は養子として入った正仲の弟となり、家を継承した。正虎は享保13（1728）年10月に大坂城代となり、翌年の1月に江戸から大坂に向かった途中で死去した。

遺領は孫の正春が継いだ。正春は2年後の享保16（1731）年に亡くなった。正俊の四男正武の子である正亮は養子に入って家督を継承した。延享元（1744）年5月には大坂城代となった。翌年の11月に老中に就任すると、延享3年に松平乗祐と入れ替わって六万石で佐倉に転封した。

江戸中期から、奏者番、寺社奉行、大坂城代、京都所司代、西丸老中などを経て老中になるコースが成立した。<sup>43</sup>堀田氏は大老となった正俊以降、正虎も大坂城代を任じられ、老中への道を歩いていた。また正亮も老中を務めた。のちの子孫の中で、正篤は天保9（1838）年に老中となり、正順もこのパターンで京都所司代の高位についたが、病気のためやめた。ここから堀田家が幕末ま

<sup>43</sup> 『国史大辞典8』、「奏者番」の条。吉川弘文館、544頁。

で、将軍家とはかなり親しい関係をもって、幕政にも参加できたようだ。

### 3.1.2 惣五郎百回忌

出羽山形藩主の堀田正亮は延享3(1746)年正月に、下総国印旛・千葉・埴生・海上・匝瑳・香取、上総国山辺・武射・長柄・夷隅・望陀・市原のあわせて12郡の領地に移され、佐倉藩主となった。当時の正亮は老中である。

寛延3(1750)年1月17日、成田筋<sup>44</sup>の80~90人の百姓が年貢を減らせと要求し、佐倉城へ強訴した。この事件の激発で、寒川村(今の千葉市)周辺でも約三十人の名主が集まったが、代官の説得で退去している。事態が最も激しくなった20日には、幕府側から以下の強訴禁止のお触れが出た。

強訴徒党逃散等之儀ニ付御触書

御勘定奉行江

御料所國々百姓共、御取箇并夫食種貸等、其外願筋之儀ニ付、強訴徒党逃散候儀ハ、堅停止候処、近年御料所之内ニも、右躰之願筋ニ付、御代官陣屋江大勢相集り、訴訟いたし候儀も有之、不届至極ニ候、自今以後、嚴敷吟味之上、重キ罪科ニ可被行候條、御代官支配限り、百姓共江兼々急度申付置候様、御代官共江可被申渡候、<sup>45</sup>

要するに、百姓が年貢と夫食種貸のため起こそうとする強訴、徒党、逃散を幕府が禁止したのである。この命令発布以前は無罪で、以後は調査して、頭取の者と共犯者を重罪に処すことにした。

この禁令は佐倉藩で起こった強訴に対して出された。当時老中であった佐倉藩主の堀田正亮の対応である。<sup>46</sup>事件は後農民側から町預けとなっていた農民の赦免を願い出たのに対して、2月9日藩では未納年貢を月末までに納めるよ

<sup>44</sup> 成田筋：成田方面である。今日の成田市。『佐倉風土記』によって、「成田筋。亘於印、播。埴生。香取三郡。而埴生居多。印播次之。香取最少。其界西至印播江東涯。東至駒井野。相違二十四里。北至滑川。而界利根川。南至久能。相違三十里。乾至安食、須賀、矢口。而界利根川。巽至根木名、畑田。接于上総國。相距三十六里。坤至酒酒井接於佐倉市塵。艮至名木跨于香取郡。相距四十二里」。

<sup>45</sup> 法制史学会編、石井良助校訂『徳川禁令考 前聚』二八三三号、創文社、1981年、196頁。

<sup>46</sup> 児玉幸多『佐倉惣五郎』、吉川弘文館、1972年版、168頁。

う申し渡して農民を赦免した。禁令中の「其近年御料所之内ニも、右躰之願筋ニ付、御代官陣屋江大勢相集り、訴訟いたし候儀も有之、不届至極ニ候」からして、幕府と藩側はこの事件に関する農民を審判する意図がなかったといえよう。そこで未納分の年貢を納めると被逮捕者を赦免して事件は終息した。強訴は終わったが、このような佐倉藩 31ヶ村に波及した事件の規模は正亮に衝撃を与えた。

一般的に惣五郎の事件が発生したのは承応 2 (1653) 年で、宝暦 2 (1752) 年はちょうど惣五郎の百年忌である。百年忌の前、惣五郎の物語が佐倉の百姓の間に普遍的に信じられていた。おそらく正亮はこのような状態を理解するため、惣五郎を明神として祭って、戒名を贈ることで農民の信頼感を獲得しようとしたようだ。

堀田正亮が口の明神を建立したことにに関して、鐙木行廣は『佐倉惣五郎と宗吾信仰』のなかで、二つの伝説を提出した。<sup>47</sup>まず十方庵敬順の『遊歴雑記初編』が記載した内容である。正亮は初めて佐倉に行った日の夜から、磔柱を背負い左右の脇腹を血に染めた惣五郎が枕元に自分の怨みを正亮に語った。正亮は恐怖で、身体が弱くなったので、将門山に「宗五明神」を建てて怨霊を鎮めようとした。また、平野知秋が著した『佐倉藩雑史』にも、正亮が藩主となったと佐倉へ行った時惣五郎という老人の霊に出会ったというエピソードが載せられている。

『遊歴雑記初編』は文化・文政期 (1804~1829) に、隠居の僧十方庵敬順が江戸内外の名所旧跡を訪ねた遊記である。『遊歴雑記初編』が記していた正亮の伝説は郷里の平野知秋は幕末に佐倉藩主正倫につかえた家老平野縫殿の号である。縫殿が『佐倉藩雑史』を編纂した時点は明治以降、それに地方の伝説で編成させた性格が強い。このように正亮の怨霊による口の明神建立説の根拠

---

<sup>47</sup> 鐙木行廣『佐倉惣五郎と宗吾信仰』、崙書房、1998年、160頁。

は薄い。だが、いずれにせよ、惣五郎の祟で藩主正亮は恐怖になったために百姓の代表である惣五郎を祀ることも、百姓が惣五郎の対領主に対して強く共感していたとした。

さらに、惣五郎の戒名に関することを述べる。以下の宗吾霊堂の縁起で、惣五郎が東勝寺に祀られる理由、及び正亮が戒名を贈ったことが記されている。

……直訴の禁を犯したる罪に問はれ承応二巳年（一六五三）八月三日公津ヶ原に於て父子重刑に処せらる。仍之菩提寺東勝寺住職等其の遺骸を乞うてこの地に父子を合葬す……因みに宗吾の本名は元惣五郎なりしも宝暦二年（一七五二年）佐倉領主堀田正亮より宗吾道閑信士と諡号さら以来宗吾と称するに至れり……（東勝寺過去帳）<sup>48</sup>

また、児玉幸多は人物叢書『佐倉惣五郎』に、『木内惣五郎実録』<sup>49</sup>のなかに惣五郎の戒名に関する内容を引用した。この内容は要するに道閑は東勝寺で葬った時の諡で、宝暦2年堀田正亮が百回忌に「宗吾道閑居士」の戒名を与えた。公津村の惣五塚にも石塔を作って、その時に宝珠院が口の明神の別当であって、惣五郎を導師として供養を営んだ。そこへ東勝寺が意義を申し立て、成田山新勝寺の仲裁で、その石塔が撤去され改めて「涼風道閑居士」の石塔が建った。

## 第二節 佐倉藩主の宗吾廟建立

### 3.2.1 江戸中期の村落社会

最も注意しておきたいのは、江戸中期の村社会に階層間の対立が激化されたことである。前節の述べた強訴・徒党・逃散に対する禁令は徳川幕府がはじめてこういう行為に向けて明確な禁止の意志を表すお触れである。その後の明和期（1764～1771）に、明和4年「徒党逃散之百姓他領江願出候節取計方御書」・明和6年「諸国百姓徒党之儀ニ付御触書」・明和7年「徒党強訴逃散訴

<sup>48</sup> 佐倉市史編さん委員会編『佐倉市史 巻1』、佐倉市、1971年、281頁。

<sup>49</sup> 児玉幸多『佐倉惣五郎』、吉川弘文館、1972年版、167頁。

人之儀高札」・明和8年「強訴徒党御府内江立入もの御仕置之儀御触」と、一連の禁令が出される。それが社会の不安定な実態を表す。

十八世紀の初頭に年貢の定量化や固定化の傾向があった。享保の改革の一環として定免法が導入され、寛延2年5月全面的に施行する。基本年貢の負担量の増大はしない。江戸初期の年貢率を減るため訴願を起こる状況とは違う方向になる。

青木虹二の『百姓一揆総合年表』<sup>50</sup>所載の百姓一揆の原因や要求項目を中心として考察すると、百姓の訴願行為の理由に以下の4点は多数であることろまとめられる。①凶作のため貢納延期や夫食米を要求、②過重な新税や雑税（小物成）・加役に対する反対、③藩役人・代官・村役人の不正、④専売及び問屋の独占、などの理由がある。

①と②には定免法が施行した後、社会に対する影響があったと伺われる。凶作に伴う各地で百姓一揆が起こった。天明3（1783）年を例として、当年の7月に浅間山の大噴火が発生して、噴火による冷害のため諸国大飢饉になった。噴火が起こった後、江戸の米価が同2年（1782）の一石金1.14両から金1.35両に成長した。<sup>51</sup>8月は白河藩、9月は安中藩、12月は忍藩・佐倉藩、及び同4（1784）年2月には武蔵国の幕領における百姓が強訴と打ちこわしをおこなった。<sup>52</sup>また定免法によって年貢率が固定されたが、幕府や藩からの収奪は改めて新規小物成を増やした。さらに藩の普請の経費が不足であれば百姓に加役をおこない、すなわち年貢以外の税目が新設した。

③に関して、百姓と藩役人や代官の関係はもとより被支配者と支配者という対立関係である。だが第二章の述べたとおり、庄屋などの村役人は百姓身分で、百姓と領主の間のパイプである。過去の研究によって、江戸初期の百姓一揆の代表的な形態は代表越訴である。庄屋が百姓のために自らを犠牲して領主に訴

<sup>50</sup> 「江戸幕府年貢収納表」『日本史総覧IV 近世I』、新人物往来社、1984年、488頁。

<sup>51</sup> 「近世米価一覧」『日本史総覧IV 近世I』、新人物往来社、1984年、602頁。

<sup>52</sup> 「百姓一揆一覧」『日本史総覧IV 近世I』、新人物往来社、1984年、624頁。

願を行うのは、史料せ見る限りでは本当に事実かどうかまた疑問があるが、それが百姓にとって理想的な村役人像ではないか。深谷克己は『百姓一揆の歴史的構造』に、宝永7(1710)年甲州巨摩郡有野村の名主・長百姓らが作った「連判定書」を提出した。<sup>53</sup>小百姓が幕府や名主・長百姓と対抗した。その第五条では「田畑小作等入賄」という対策を約束した。この史料によって、小作問題が農民内部の対立の原因とみられる。

村請制によると、小百姓が年貢を負担できないまた逃散する場合、普遍的な状況は庄屋が小百姓のかわりに弁済することになった。また寛永20(1643)年の「田畑永代賣御仕置」により、土地の売買は禁止されたが、変わって土地が村役人に金を貸し与える質地になった。その質地を質流れにさせて村役人の土地にする場合もすくなくない。こういう状況によって、村役人は借金・質地関係などの理由で小百姓と対立することになった。また④の場合に、村役人及び上層百姓らは江戸中期の商業発展の一つの中心である。剰余の土地があったため、経済作物を植えられる。さらに経済作物の耕作の盛んな処では、上層農民も問屋制家内工業の問屋商人として活躍している。つまり百姓内部が豪農と小作人に大きく分かれていく。

諸藩の場合、十七世紀後半で農民が百姓一揆を起こすことによって本途物成からの収入が劣化され、また江戸在府の費用が藩の財政にとっては重い負担であり、諸藩は新たな財源を発展しなければならない。専売制度を導入した藩さえもある。小百姓には強制的に経済作物を栽培させるほか、上層農民もこの機会を利用して藩と小百姓との間で特権商人グループを組織していた。このような背景の下、百姓内部の分裂がさらに激しくなった。もとの上層農民は中立的、または小百姓のために藩と闘争すると期待されたが、徐々に領主側の立場になる。この時期以降、村役人も百姓一揆の闘争対象になる事件が多くなった。

---

<sup>53</sup> 深谷克己『百姓一揆の歴史的構造』校倉書房、1979年、324頁。



### 3. 2. 2 義民佐倉惣五郎像の確立

伝説と違って、堀田正信が万治3年に除封されたのは惣五郎と全く無関係の事件であった。だが、児玉幸多は東勝寺宗吾霊堂所蔵の「惣五郎分」の名寄帳を考察し、惣五郎の実存在を確認した。その名寄帳を作った役人の名前と照合すると、「惣五郎分」の作られた時点およそ承応3（1654）年に極めて近い時期である。<sup>54</sup>「惣五郎分」として田畑合わせて約三町六反・石高廿六石九斗二升の記載がある。所持分は名主に相応しい、惣五郎という上層農民がいたことが確認された。

さて、惣五郎が藩の義民として選ばれた原因は何だろうか。藩主側及び百姓側から別々に論じたい。

まずは藩主堀田正亮の考えを整理しよう。

正亮は堀田家の子孫で、再び佐倉の土地に戻った。第一節に述べた惣五郎伝説が佐倉に広がることは正亮にはわかっていた。惣五郎の祟で堀田氏が滅亡したという伝承は当時の領内に一般的に信じられていたのである。「偶像化された先祖の義民を神に祀ることによって、そこに郷党農民の亀鑑を見だし、現在に生きる人びとの意識を高めようとする意図ないしは必要性が、宝暦～明和期のこの村の農民の間に強く存在したのではないか」と横山十四男が指摘した。<sup>55</sup>惣五郎のような人物を義民とすることによって、藩主の器量の大きさが宣伝効果を得られる。

さらに将門山の惣五郎宮を改めて造営して、口の明神として祭って、諡号まで贈った、一連の行動は一種の示威行為ではないかと考えられる。伝説では惣五郎によって前期堀田氏が改易したが、正亮が自らの先祖と対決した惣五郎を神扱いする。これは自分が神とされる惣五郎より高い権威と大きい権力をもっていることを示す。

<sup>54</sup> 児玉幸多『佐倉惣五郎』、吉川弘文館、1972年版、78-92頁。

<sup>55</sup> 頼祺一「家中騒動と質地騒動」『日本民衆の歴史4 百姓一揆と打ちこわし』、三省堂、1974年、150頁。

また、正亮が佐倉に封入した直後、前述の成田筋の強訴が起こった。18世紀の半ばに小百姓は支配者に対して不満や衝突が高揚されている。このような時期に、堀田氏のように領主が義民の代表を祀った。領内の不穏状態と百姓の対抗意識を緩和させる効果も果たしたと考えられる。

一方、百姓側にとって、惣五郎が藩の義民になる意義は何だろうか。まずはその宗教性から見よう。百姓一揆の起こった時、村単位で百姓が集結する力は常に地域の習俗的信仰と何らかの形で結ばれる。百姓を団結させる力になるほか、寺や神社が活用されることも多い。中世と近世の一揆を行う前に、一揆衆は一味神水や起請文にして神仏に誓って、それで一揆の要求が成功できると神仏に対する祈願がなされた。さらに、幕末に「世直し大明神」が登場した。百姓らが自らの行動は世直し大明神に許されたと信じている。百姓一揆は「下からの革命」という反体制性と非日常性を持つ。神の力で「お上」の領主や豪農より被支配者の百姓の方が一段高いとして、その反体制性と非日常性のなかで百姓は相手を神罰する勇気を得たのである。

惣五郎義民信仰の成立は、世直し大明神の性格を持つと考えられる。頼祺一はこの時期に義民を顕彰する意識が百姓の間で高揚し、それを権力に対する戦うエネルギーに転化したと指摘した。また、惣五郎の代表する精神は百姓の利益のため自身が投げられる決断である。江戸中後期の百姓は自力で権力と戦えるが、誰かが助けてくれるという「御救い」の思想を持っている。それは義民信仰が成立する理由である。またこの時期に於いて村役人と小百姓の利害は不一致である。惣五郎のような義民を顕彰するのも、それからもうこのような義民を生み出さないという気持ちもある。安政6（1859）年佐倉から遠く離れた信濃国伊那郡南山郷に起こった南山一揆を例として、その頭取が「宗吾大明神」を勧請して、惣五郎がこの一揆にシンボルとして百姓の心を支えたことが分か

る。その祠は現在にも存在している。<sup>56</sup>

当時の佐倉の百姓らは惣五郎の事蹟によって領主の非道な政治が改められると信じていたらしい。領主である正亮が惣五郎を認めて、さらに義民として祀ることによって、被支配者の気持ちがこのことに通して鼓舞されたのではないだろうか。宝暦3(1753)年1月、百回忌後五ヶ月にして、公津地区の五つの村から年貢の減免願いが出た。藩主が惣五郎を義民として認めたことは、出願の機会としては最適である。この事件は百姓が惣五郎を利用して自分の利益を得る実例である。

### 第三節 義民佐倉惣五郎の伝説

#### 3.3.1 宗吾廟が作られた前の惣五郎伝説

『佐倉風土記』に神社の項で「将門大明神社」の条、以下の記載がある。

紀正信建石鳥居、有銘刻曰、奉寄進将門山大明神、石華表右柱承應三甲午天、十一月日、總州印播郡佐倉城主從五位下堀田上總介紀朝臣正信左柱或謂此為祭總五靈者非也、聞之故老、正信城主時、神津村老農總五有罪被磔、渠自冤之、為崇不已、建小祠於山下以鎮之、其祠廢已久矣、濱宿與神津之際、疇上有小石龕、此其址也云、<sup>57</sup>

将門大明神社において正信時代で建てられた石の鳥居がある。鳥居の建立した時間は承応3(1654)年である。『佐倉風土記』の作者磯部正言は当時の故老を尋ねたと、この鳥居が建立した契機は「自冤」の「神津村老農總五」を祀るためである。事跡から神津村は公津村、總五は宗吾である。

同じ作者の磯部正言が作った『総葉概録』に、惣五郎の怨霊に関する以下の記載がある。

堀田氏の城主たりし時、公津村の民総五罪ありて戮せられしが、自ら冤と称し、城主を罵りて死し、時々祟を現し遂に堀田氏を滅す。因て其の

<sup>56</sup> 鏑木行廣『佐倉惣五郎と宗吾信仰』、崙書房、1998年、220-221頁。

<sup>57</sup> 磯邊昌言『佐倉風土記』、房總文庫刊行會、1930年、39頁。

霊を祭り、一祠を建て総五宮と称すと。

以上の記載では、堀田氏が城主であった時に、公津村の百姓総五は罪で処刑された。総五は自分が冤罪である理由で城主を罵って死んだ。総五の霊が時々祟をなして、堀田氏は遂に滅した。その霊を祀るために「総五宮」を建てた。総五は惣五郎の別称である。以上は惣五郎伝説のパターンである。磯部正言は当時仕えた藩主稲葉氏の命令で『総葉概録』と『佐倉風土記』を作成した。『総葉概録』が作成した年は正徳5（1715）年、『佐倉風土記』は享保7（1722）年である。惣五郎事件の発生した時点から約60年過ぎている。つまり、藩の義民として祀られる前に、惣五郎の伝説は既に佐倉の百姓の間に広がった。

では、なぜ総五は「将門大明神社」として祭られたのか。将門とは平将門である。将門は承平5（935）年に常陸の国司であった伯父の平国香を殺して兵をあげ、関東の大半が彼の勢力範囲になった。後将門は自らを親皇と自称した。同じ時期に、瀬戸内で藤原純友が乱を起こしており、二つの乱は承平・天慶の乱と呼ばれる。将門は天慶3年に殺された。将門の怨霊が祟を現す伝説がよく知られているため、将門を祀る神社も地方に数多くある。総五を「将門大明神社」に祭ったのは将門の怨霊伝承と結びつけるためである。そのために、正信が鳥居をここに寄進した。

また、磯部昌言と同じく稲葉氏を仕えていた渡辺善右衛門が著した『佐倉古今真佐子』に次のような将門山にかかわる記載がある。

人行といつかたへか隠れ一人もをらず平親王の社也、此少先に又石の鳥井ある、はいでん宮も右の趣にてかわる事なし、そうず大明神の社也、此宮は堀田上野介殿こんりう、百姓そうず云者ありしか城主の上野介殿とくしを仕、そうずかちくす成るを、ひになしをもき仕置せしゆへ、此靈魂たゞりをなしし故、神にまつり宮を建る、それよりしづかにしてたゞりなし、此霊ゆへ上野殿つぶるゝ也

石の鳥居は「平親王の社」の少し先にあつて、「堀田上野介殿」が建立したことを比較すると、渡辺が書いている「そうず大明神」が惣五郎であることが明らかだ。三つの例から、事実とは相応しくないところも大分あるが、佐倉地方において惣五郎伝説の伝承が伺える。また、『下総国旧事考』に「木内宗五郎」の条にもその墓の記載がある。

墓在公津臺方。今稱口社。惣五記。宗五墓碕。古老話。菱川左門秦嶺文集卷二)云。正信公襲封。私有志願。崇某氏之靈。建祠將門山口而祀之。實承應三年冬十一月也。士庶進香。崇敬甚篤。稱曰。區智明神。國人讀口為區。大佐倉寶珠院。世為別當。春秋二仲。為賽會期據之土人以為祀宗五者似是。<sup>58</sup>

以上の史料により、一般的に正信が口の明神を建立するのは江戸中後期の佐倉藩と信じられている。

### 3.3.2 『地蔵堂通夜物語』『佐倉義民伝』『堀田騒動記』

18世紀中期から流伝したの惣五郎伝説については、『地蔵堂通夜物語』『佐倉義民伝』『堀田騒動記』という3つの系統がある。伝説は物語のかたちを整理してきた。時間については、通説は宝暦2(1752)年と一般的に信じられる。つまり惣五郎の百回忌以後のことである。現在確認できる十数種の写本の中で、もっとも古いものが安永2(1773)年である。<sup>59</sup>それぞれの内容は若干の相違点があるが、物語の流れがほぼ以下のような内容である。

下総国印旛郡佐倉の城主堀田加賀守正盛は慶安4(1651)年に三代将軍徳川家光に殉死した。嫡子の上野介正信が家督を相続することになった。正信が領内の百姓の年貢・諸役を増やす、収奪を強化した。大小の百姓はそれによって困窮して、祖先伝来の田畑や山林・家財を売り払い、他領に奉公に出たりしてなんとか年貢を上納していたが、生活が苦しくなった。そこで佐倉の名主らは

<sup>58</sup> 清宮秀堅『下総国旧事考』、崙書房、1971年、671-672頁。

<sup>59</sup> 深谷克己『百姓一揆事典』民衆社、2004年、29頁。

相談の上、代官に賄賂を送って年貢・諸役を軽減してもらいたいが、効果がなかった。さらに郡奉行・勘定頭・家老へと順次に訴えたが、まったく受け取られなかった。そこで領内の名主三百余人が堀田家の江戸屋敷願いに出ることになった。ところが名主らが船橋の宿に集合した時に、公津村の名主惣五郎が来ないので、名主中の二人は公津村に戻って惣五郎の家を尋ねると、急病が起きたので、遅くなったが必ず行くと惣五郎は伝えた。

堀田家への嘆願が聞き取れなかったので、惣五郎の意見で六人の名主が代表となって老中久世大和守に駕籠訴を執行し、惣五郎が願書を上げると、とにかくそれを受理してくれた。六人が喜んでいたら、しばらくして願書が下げ戻された。そこで六人の代表は將軍への直訴を計画し、四代將軍家綱が上野寛永寺へ参詣するときに狙って、惣五郎がひとりで村々の総代として訴状を差出し、將軍に渡して越訴が成功した。將軍は帰城後、願書を井上河内守に渡したので、殿中で評議の上、願書を堀田上野介に下げ渡した。上野介は面目を失い領内の租税の減免を命じ、責任者を処分しようとしたが、結局家臣が惣五郎一人に罪を着せ、その妻子まで死罪に処せられることになった。幼い男子がまず討ち首になり、夫婦は磔刑になった。四人の子どもが眼の前で死んだことを見て惣五郎夫婦は、自分は万人のかわりに命を捨てるのであるから本望ではあるが、子どもさえ殺すのは非道の至りである。やがて堀田家の家は子孫まで安穩にしておかぬと宣言した。その後上野介の妻が懐胎中に病死するが、惣五郎の祟によるものだとされている。上野介は惣五郎の霊を祭ったが、乱心してついに城地を没収される。

前に挙げた惣五郎の直訴物語のうち最もよく知られているのは『地藏堂通夜物語』である。印旛郡佐倉勝胤寺の地藏堂において、同堂の庵主あるいは惣五郎夫婦の亡霊である夫婦は、諸国巡礼の六十六部（行脚の巡礼者）である永西のため、将門山にある口の明神の由緒を六部に物語るという形式でえ綴られて

いる。『地蔵堂通夜物語』では、直訴が承応3（1754）年のこととして、惣五郎が処刑されたのは翌年の明暦元年の2月21日である。惣五郎の先祖が千葉氏の家臣で、土民と素性が違っているという記述もある。

第二の形式は『堀田騒動記』である。これも『佐倉騒動記』『宗五郎由来』『佐倉宗五郎物語』『百姓徒党強訴之始末書』『百姓訴訟物語』『宗郷記』などと異なる題名がつけられている。直訴の時間を正保元（1644）年12月、処刑を同2年2月11日とする。正保年間の佐倉藩主は正盛であったが、『堀田騒動記』は藩主を正信とした。怨霊の祟より奥方が死去したのは『通夜物語』と同じだ。慶安2年11月11日江戸城の原著の祝儀に諸大名が登城したときに、正信が酒井石見守と喧嘩をして、石見守を殺した。正信がすぐ乗馬で佐倉城に帰ってくる。この事件のため正信に乱心があるとして除封された。そのあと将軍家光が他界した法事の大赦によって、正信が城主職に復し、佐倉に移ると惣五郎を佐倉の鎮守宗五大明神と崇敬するようになった。この写本は『通夜物語』と比較すると、誤りが多い。

第三の形式は『佐倉義民伝』である。これは前の二つの形式のものより華やかな描写が多い、講談本といってもよい。修飾の部分が多いので前の簡単な骨組とは異なって、十分発展された後の状態とみられ、成立の年代はより遅いと判断できる。惣五郎の先祖は花井権太夫という北面の武士で、悪疾があった朱雀院の皇女松虫姫に従って下総国に配流された。松虫姫が亡くなった後は岩橋村の土着になった。また惣五郎の智仁勇兼備を強調して、惣五郎を特別な人物と述べている。

上述三種の形式はのち藩側公認の義民物語となりその話は全国的に広まった。十九世紀には日本各地に佐倉惣五郎に関する義民物語の形式が写本、講談、くどき、浪曲、歌舞伎、漫才、神楽などとして広く流布した。「佐倉」の名が「惣五郎」に冠されて、「佐倉惣五郎」は佐倉地方を代表して、江戸期の義民

信仰の中で人格者になった。

惣五郎物語各写本の作者に関して、いまだに結論がついていない。作者がわかれば、物語の成立年代が推測できて、また物語を作る意識でも伺える。不明であるが、作者は僧侶ではないかとするのが多くの研究者の見方である。<sup>60</sup>



---

<sup>60</sup> 鏑木行廣『佐倉惣五郎と宗吾信仰』、崙書房、1998年、29-32頁。



## 第四章 佐倉惣五郎伝承と変容

### 第一節 江戸期の佐倉惣五郎像の普及

#### 4.1.1 歌舞伎東山桜荘子

安土桃山時代から江戸時代後期の文化文政時代までは、京都・大坂が歌舞伎の中心だった。それは上方が中心だった人形浄瑠璃から書き換えられた演目の数からもわかる。文化文政時代になると、四代目鶴屋南北が『東海道四谷怪談』（四谷怪談）や『於染久松色読販』（お染の七役）など、江戸で多くの作品を創作し、江戸歌舞伎の全盛期に向かう。天保年間になって大南北や人気役者が次々に死去し、また天保の改革の一貫として堺町・葺屋町・木挽町に散在していた江戸三座と操り人形の薩摩座・結城座が一括して外堀の外に移転させられたり、五代目市川海老蔵が贅沢禁止令違反などの理由で江戸から追放されたため、一時退潮を見せた。しかし江戸三座が浅草の猿若町という芝居町に集約されたことで逆に役者の貸し借りが容易となり、また江戸市中では時折悩まされた火事延焼による被害も減ったため、歌舞伎興行は安定した。天保 14 (1843) 年移転完了以降、明治時代までの二十数年間はいわゆる「猿若三座時代」と呼ばれ、江戸歌舞伎の一つの区切りをなす。

天保期以降、ほかの庶民芸能も発展してきた。落語、講談といった舌（ゼツ）工芸に代表される寄席の諸芸が江戸の娯楽として定着した時期であった。講釈師の間に世話物が流行した。江戸時代に世間で起きた事件を題材にしている。義理人情を中心に描いたものが数多く上演された。庶民にとっては作品の世界が自分の生活に近いと、登場人物に同情したり親しみを感じたりできた。

また歌舞伎作品もこういう舌耕芸が世話物を取り上げる潮流に影響された。四代目市川小団次・二代目河竹新七（黙阿弥）コンビで演じる世話物が流行し、幕末の狂言作者の三代目桜田治助、三代目瀬川如臯も世話物の脚本を作った。

惣五郎の物語もその流行で歌舞伎の芝居に登場できた。嘉永 4 (1851) 年に

三代目瀬川如臯が作った、惣五郎の義民物語を核としての七幕の通し狂言「東山桜莊子」が江戸中村座で初演された。この年、中村座は四月の芝居「小栗判官」で失敗、夏の芝居で景気を挽回しようとしていた。如臯はあるきっかけで『地蔵堂通夜物語』を読んだ。それを材料として、下総佐倉領の義民惣五郎の物語を脚色した。「東山桜莊子」の標題が示すように、背景を東山時代つまり室町幕府の頃に直したものである。嘉永期に東山の世界といえ、柳亭種彦の「田舎源氏」がまず名をあげた。如臯がこの脚本に、二幕ほどその「田舎源氏」を入れていた。惣五郎を浅倉当吾、堀田上野介を織越大領政知と改名して演じられた。浅倉当吾役四代市川小団次であった。だが、当吾のことは農民であって、木綿の衣裳を着て出ることも当然である。また当時の劇場関係者の間に論議が生じて、「木綿芝居」と呼ばれた。

場割でいえば、序幕はまず高津八幡の祭礼で、百姓たちが「曾我の対面」の村芝居をしていると、年貢上納の話があるので、その芝居が中止になる所、次の仏光寺では代官が宗吾の妹に無体な恋慕をする所、代官役宅で宗吾が村方の嘆願書を差し出す所、呉竹塚で幻長吉が駕破りをする所。二幕目は人丸堂及び足利館で「田舎源氏」の筋が入り、返し代官役宅でさあ佐倉藤左衛門の召し捕え、伏見街道で按摩の辻占という場面があり、三幕目は堀田家門訴の場について、足利館裏門から藤の方寝所と、「田舎源氏」の筋になり、織越玄関先で隼人の諫言を見せ、四幕目が江戸馬喰町旅籠屋の名主の会議から、甚兵衛の渡し、宗吾宅子別れとなる。五幕目は紅葉の賀の浄瑠璃が入って、そのあと通天橋の直訴、六幕目が問註所で宗吾の拷問から一門の詮議があり、大詰が領主の病気、そこへ宗吾一家の怨霊が表れる筋になっていた。<sup>61</sup>

8月4日初日から、想像以上の当たりをとって、同年の10月まで打ち続けた。『武江年表』にも当時の様子を記載する。

<sup>61</sup> 戸板康二「佐倉義民伝 解説」、『名作歌舞伎全集 第16巻 江戸世話狂言集二』、東京創元新社、1970年、5頁。

秋より、猿若町一丁目中村勘三郎が芝居にて、中古下総国佐倉にて事ありし佐倉惣五郎が事跡を狂言に取組興行、俳優市川小團次この役をつとめる（柳亭翁が作の田舎源氏といふ稗史をつづり合せたり）、見物の貴賤山をなし、佐倉の村民も此噂をきゝ、競ふて江戸に來り此芝居を觀者せり（江戸よりも芝居掛りの者、各報賽として彼地の靈社へ詣して香火をさゝげしとぞ）。<sup>62</sup>

また布袋屋市兵衛という人は芝居に感激していたため、出版物をつくり、江戸の町で売った。この中には、以下のような記載がある。

佐倉宗吾芝居興行中ニ、見物ニ下総の旅人參り候處ニ、小團次が宗吾の狂言の仕打を見て感心致し、過し昔を思ひ出し、宗吾、大勢の百姓の為ニ命を捨るに、我ハ少々の出入ニ來り不埒明、弁々と長逗留致、金を遣ひ捨候事、余リニふがいなき事なりとて、右狂言ニつまされ候て、宿聖天町下総屋市兵衛方へ歸り候て、其夜切腹致し死し候よし、是十月中旬之事也

とあるように、芝居の影響で自分の生き方を悔いて自殺する人もあらわれた。世間がこの芝居による騒ぎをしたことが見られる。

当時の巷談・街説を集めた『藤岡屋日記』は浅倉当吾役の市川小團次（俳名子猿）のこの芝居の上演の口上の中で述べていた内容を記した。この中に、次のような内容がある。

或夜の夢に位冠正敷白髮の老翁立出給ひ、我ハ則平親王將門の靈なり、我子孫の下総ニ残りし在、是佐倉の宗吾也、二百年以前万民の為ニ命を捨るといへども、神と崇められし事ハ、今正二人の知る處也、是へ詣づるならバ当り狂言の瑞有らんとおしへ給ふと見れば、是一睡の靈夢也、覺て子猿ハ益々信心胆ニ命じ、早速作者瀬川如臯を同道致、下総差て急

<sup>62</sup> 斎藤月岑編『武江年表』、国書刊行会、1912年、256頁。

ぎけり、斯て漸くさくら成宮居へこそハ着ニけり<sup>63</sup>

ここでは「平将門の子孫である佐倉宗吾」が出るのは興味深い。第四章の述べたとおり、将門と惣五郎は怨霊伝承で共通して、惣五郎が祀られる口の明神は将門山にある。平将門は東国の土着神の代表的な御霊である。反乱者として殺された将門が江戸の地神として祀られた。高橋敏は「頃は幕末、黒船、悪疫、飢饉、一揆と世は不安の中にある。人々は、御霊を畏怖する歴史的的心理の中に、はまってしまっていたのである。此の時代の流れを小団次は感じ取っていたのではないか」と指摘した。将門の信仰によって、惣五郎という人物のイメージをさらに観客の感覚に深化できた。<sup>64</sup>

また歌舞伎は当時の庶民芸能で、庶民の思想をよく表現できる。世話物の流行もこの役割を表した。特に小団次は「白浪役者」と呼ばれ、盗賊の異名である「白浪」が彼の代名詞になったところに、彼の作品の特徴が見える。盗賊、博徒、侠客といった下層の人物を演じて、そこから主人公が町人の身近にいるようで、観客が自分の感情を投入しやすい。また「東山桜荘子」の場合、幕府の物語の年代を室町時代に移っても、それは惣五郎物語であることが観客にとっては明らかな事実である。当時堀田家は老中になれる家系で、この「東山桜荘子」を江戸で公演することは間接的政見への一つ風刺劇である。

翌年の5（1852）年には、大坂の道頓堀で、佐久間松長軒・登与島玉和軒が作った、同じく惣五郎物語を基づく『花雲佐倉曙』が上演した。ここでは、東山桜荘子に比較すると、惣五郎の家柄が違い、また直訴対象は鎌倉の建長寺に参拝の足利元氏である。「渡し場の段」と「岩橋村の段」では、渡し守甚兵衛の話が入れられた。

嘉永6（1853）年その後何度か改作が行なわれる中で「田舎源氏」の筋が取り除かれた。文久元（1861）年には、江戸の守田座で河竹黙阿弥作の『桜荘子

<sup>63</sup> 鍋木行廣『佐倉惣五郎と宗吾信仰』、崙書房、1998年、207頁。

<sup>64</sup> 高橋敏、「佐倉義民伝と市川小団次－歌舞伎佐倉義民伝の誕生と背景」『地鳴り 山鳴り－民衆のたたかい三百年－』、国立歴史民俗博物館、2000年、106頁。

後日談』が上演されている。これが明治三十年代には「佐倉義民伝」として、現在の筋に定着した。現在の歌舞伎でも上演される。平成10(1998)年に国立劇場での上演では、序幕 堀田家門内の場、同門内の場、二幕目 印旛沼渡小屋の場、三幕目 木内宗吾の場、同裏手の場、四幕目 東叡山直訴の場、五幕目 仏光寺祈念の場、六幕目 堀田家寝所怪異の場、大詰 東勝寺宗吾百年祭の場の七幕十場で行われた。<sup>65</sup>

また、秋谷治は『東山桜荘子』などの惣五郎を主人公にしたもので人気を呼び、宗五物の様々な作品がこれを契機に作られたと指摘した。埼玉県所沢市柳瀬民俗資料館蔵の薩摩若太夫正本『桜草語 浅倉当吾内乃段』『同 浅倉川渡場の段』もその主人公名浅倉当吾が『東山桜荘子』のそれと一致するので、恐らくその影響で作成したものである。<sup>66</sup>さらに、嘉永四年以前の物語本と伝説の流れは大体『地藏堂通夜物語』などのような簡単な骨組みであり、その後『東山桜荘子』の影響を受けて、演劇的に人物の感情を繊細に描くことが始まった。

#### 4.1.2 幕末において惣五郎物語の変容

惣五郎伝承の広がりには、『東山桜荘子』などの芝居の上演と『地藏堂通夜物語』に代表される物語本が大きな影響を与えた。全国に残された惣五郎物語の形式は民謡・浄瑠璃・ちよぼくれ・くどき・講談・人形芝居・浪曲・いいつたえなどがある。

江戸末期から寄席の登場で祭事色の神楽から演芸の曲芸(いわゆるジャグリング)が演じられることが多くなった。寄席では落語、講談とは違い色物と扱われることが多く太神楽曲芸と言う。愛知県三谷町の神楽に昭和時代の「佐倉義民伝」の台本がある。愛知県蒲郡市上区の氏神、天白神社の祭礼(例年四月第二日曜)に奉納されているものである。この中「佐倉惣五郎妻子別れの段」

<sup>65</sup> 深谷克己『百姓一揆事典』、民衆社、2004、30-31頁。

<sup>66</sup> 秋谷治「芸能の流転：説経節の場合」、『一橋論叢』第125巻第4号、2001年、432-446頁。

が載っている。<sup>67</sup>ほかに雅楽には千秋楽と共に万歳楽（まんざいらく）という曲が伝えられており、共に君主の長久を祝うめでたい曲とされている。芸能の万歳はここから出たものという。萬歳にも惣五郎に関する段落のあることがわかる。なかに「渡し場の段」がある。<sup>68</sup>以上の神楽と萬歳の段は同じく『東山桜莊子』の初演以降成立したものと判断できる。

芝居の惣五郎が、江戸の『東山桜莊子』や『桜莊子後日の談』と大阪の『花雲佐倉曙』と異なっているように、説話文学の場合においても関東と関西地方ははっきり異なった潮流をなしていると、林基が指摘した。『地蔵堂通夜物語』や『堀田騒動記』写本の流布が大体関東を中心とすることに対して、『佐倉惣五郎一代記』の系統の伝えられた地方は関西である。<sup>69</sup>明治末から大正期に活躍していた講談師寶井琴窓が作った『佐倉宗五郎』<sup>70</sup>がそれ以前の他のバージョンより長く惣五郎の感情に面に焦点をあてて詳細に描写した。また『東山桜莊子』などの歌舞伎作品の名場面である、いわゆる「甚兵衛渡し場の場」と「子別れの場」も入れた。

ところが、「くどき」という形で惣五郎を歌った。それは幕末期のもので、当時流行した「ヤンレー節」という旋律にのせて、各地で歌われた。ヤンレー節は民謡史家の研究によって、天保期からのもので、もっとも流行していた時期は嘉永期、このくどきの成立はこの頃であろう。島根・広島県境の山岳地帯、島根県中部海岸、京都府綾部市の三ヶ所には1970年代まで伝承されていた。また横山十四男の考察で、岡山県の津山では、この「宗五郎くどき」に踊りをつけて、大正年間に至るまで毎年盆踊りに歌ってきた。一方、惣五郎をうたった「田植唄」や「子守唄」も作られた。

---

<sup>67</sup> 中村茂子・三隅治雄編『大衆芸能資料集成2 祝福芸Ⅱ 大神楽』、三一書房、1981年、200-201頁。

<sup>68</sup> 岡田弘・三隅治雄編『大衆芸能資料集成1 祝福芸Ⅰ 萬歳』、三一書房、1980年、146-147頁。

<sup>69</sup> 林基『続百姓一揆の伝統』、新評論、1971年、259-260頁。

<sup>70</sup> 野間清治編『講談全集 第六巻』、大日本雄弁会講談社、1929年、325-482頁。

ここから、惣五郎物語の受容について、①歌舞伎の芝居の成立、②歌舞伎台本の影響で生じた座敷芸などの民俗芸能で流伝、③同じく歌舞伎台本の影響で、物語本の構造がさらに豊富になって、数多く出版され、以上から、惣五郎は幕末に全国の義民信仰の代表となった。

## 第二節 民権主義の先駆者としての惣五郎と全国的な宗吾信仰

### 4.2.1 福沢諭吉が見た惣五郎物語

「義民」の意味について、広くは義を行った民の意味である。一般的には近世から明治初年に、百姓一揆などで百姓のために奔走し、人々の間で伝承されたり、物語が作成され、あるいは顕彰活動が展開した人々である。惣五郎は「義民」とされたのは、芝居と物語の伝播による宝暦年間から明治初期の間である。

福沢諭吉は明治7（1872）年三月刊行の『学問のすゝめ』の第七編「国民の職分を論ず」のなかで、惣五郎に関して、以下のような評価をつけた。

余輩の聞くところにて、人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫り、その命を棄てて終わりをよくし、世界中に対して恥ずることなかるべき者は、古来ただ一名の佐倉宗五郎さくらそうごろうあるのみ。但し宗五郎の伝は俗間に伝はる草紙の類のみにて、未だ其詳なる正史を得ず。若し得ることあらば他日これを記して其功德を表し、以て世人の龜鑑に供す可し。<sup>71</sup>

惣五郎を世界中でもただひとり人民の主張を歌える人物と高い評価を下した。それが惣五郎の名をさらに高める一因である。

また『学問のすゝめ』が惣五郎を記しているゆえに、福沢諭吉と下総地域の関わりは更に深くなった。明治5年長沼事件がおこった。明治時代になって長沼が周辺15ヶ村の要求で官有地に編入されると、印旛県長沼村（現在千葉県成田市長沼）が漁獵権を失った。そのため、長沼の利権に関する長沼村が復活

<sup>71</sup> 福沢諭吉『福沢諭吉著作集 第3巻 学問のすゝめ』、慶応義塾大学出版会株式会社、2005年、82頁。

を求める運動である。長沼村を代表する小川武平は『学問のすゝめ』を読んだことがあって、上京して福沢に会面を求めた。それに福沢諭吉に長沼の所有権のめぐる問題を助けてもらった。この運動に対して、福沢諭吉は千葉県や政府に働きかけた。ようやく明治33年に国から長沼の所有権が戻された。長沼村では福沢に感謝するために「長沼下戻記念碑」を建てた。

長沼村は宗吾霊堂との距離がただ9キロメートルである。大正元(1911)年に刊行された増島信吉の『福沢先生と小川武平翁』によれば、長沼村の人々は頻繁に惣五郎の墓に詣でて運動の成功を祈っている。明治26(1893)年5月には、「木内宗吾外五氏之碑」と刻まれた大きな碑が宗吾霊堂境内に建てられた。建碑の発起人はまさに小川武平である。惣五郎と直訴の頭取を務めた江戸・佐倉10里四方追放された五人を顕彰した。公津村民が義民碑の建碑と碑文の編撰を試み、加藤久太郎『民権操志』<sup>72</sup>ではかなりのページで惣五郎が百姓を苦しい生活から救おうという気持ちを伝記風に記述している。編者の加藤久太郎は例言の中で、

宗吾の事或は之を称して民権家に非ず義人なりと論ずるものあり、居士は其行為の民権を主義とせるを以て之を為政上より資て民権操志と題命せるなり。

と『民権操志』を書名となさる理由を記している。明治初期における惣五郎を民権家との位置をさらに密接にした。

#### 4.2.2 自由民権運動の中の惣五郎像

明治9(1876)年植木枝盛は朝野新聞の論説に「民権なる者は果たして欧米の新輸入物にして、我国に於ては古来一片の種子だもなきか」<sup>73</sup>と、日本における自由民権思想は欧米から輸入したのではなく、日本本来のものであることを主張した。植木が挙げた代表的な人物は惣五郎である。この植木の論説は同

<sup>72</sup> 加藤久太郎『民権操志：佐倉宗吾外五氏伝』、記念碑建設事務所、1893年。

<sup>73</sup> 新井勝紘「佐倉惣五郎と自由民権」、『地鳴り 山鳴り—民衆のたたかい三百年—』、国立歴史民俗博物館、2000年、80頁。



時期の民権家に広く受け入れられ、民権の源流を惣五郎に求める一潮流をなした。

また明治 14(1881)年の 9 月 30 日の郵便報知新聞に次の記事が載っていた。

今度下総佐倉の惣吾の霊堂新築落成に付、近々臨時祭を行うに付、或人が思い付きにて府下に有名なる林欽次招き、一種特別の祭文を読で貰わんと懇々依頼せし処、同氏は素より惣吾が所業を敬慕しておられるにや左右なく承諾さらしというが、同氏は昨年来民権拡張に関し諸方へ差出したる書類及び予て抄写しておきたる同主義の新聞論説等を一冊子に纏めて之を美装し、右霊堂へ奉納し且つ祭文読み上げの節、何やら民権に関する一大説を演べる見込みでおられる由<sup>74</sup>

宗吾霊堂の新築落成のゆえに、林欽次という民権家に要請して祭文を作った。また林自身も惣五郎に敬慕していると表示して、自分の民権思想を絡めた一冊を作った。その冊子を霊堂に奉納して、また林が書いた祭文も民権に関わっていた。明治 7 年『学問のすゝめ』以来、惣五郎即民権家とするイメージが自由民権運動家たちに深信されている様子が伺える。

ここでは、惣五郎のもつ性格から理解したい。惣五郎は幕末において、義民・代表越訴の担い手・百姓一揆の頭取と定義していた。惣五郎を民権運動の先駆者に担ぎ上げた講演会や顕彰運動もあった。つまり、惣五郎が佐倉藩の義民から日本全国的な義民像への転換が起きた。だが自由民権運動家はこのような人物を自由民権運動の先駆となしたのか。

前章で述べたように、十七世紀の後半における上層農民は徐々に領主側に押し寄せてきた。この時期以降村役人も百姓一揆の闘争対象になる事件が多くなった。天明 7 (1787) 年に江戸でおこった天明打ちこわしの場合、蜂起した民衆の主体は都市下層の貧民層が中心である。農村における農業生産の改良の必

---

<sup>74</sup> 新井勝紘「佐倉惣五郎と自由民権」、『地鳴り 山鳴り－民衆のたたかい三百年－』、国立歴史民俗博物館、2000 年、80 頁。

要はなかったので、この時期の世直し運動を指導したのは豪農～村役人層の場合が多かった。だが文政期に入ると農村の高持百姓がますます上昇して、つまり社会を安定させる力たる中間階層が解体してきた。十八世紀の世直し一揆・お蔭参り・打ちこわしの主体は既に小前・貧農・日傭層と都市の借屋人層に移転した。しかし明治維新による革新的な思想は普遍的に社会にひろがった。西南戦争後、この革新的な思想は新聞や雑誌や遊説などの手段を通じて、三百年の圧制をうけた農民階層からの反発が熱烈であった。士族層のうちに一部の知識人と豪農をはじめとする農民諸階層との連合が成立した。これが自由民権運動の基盤になった。

安丸良夫は1973年の論述に百姓一揆と自由民権運動の関わりに関して、「百姓一揆の闘争形態やそこでの民衆の活動性や意識形態についてはいわずもがな、運動の担い手についても、闘争目標や対決の相手についても、百姓一揆と自由民権運動とのあいだには大きな懸隔があって、かんたんに歴史的継承を云々できないと思う」と指摘した。<sup>75</sup>

ところで、深谷克己は『百姓一揆の歴史的構造 増補改訂版』にまず小室信介編『東洋民権百家伝』を検討した。小室信介は自由民権運動家であり、この『東洋民権百家伝』を編集した理由は日本史上の「民権家」を顕彰しようとしたものである。中では小室は民権家を定義した。「官（おゝやけ）に抗し理（ことわり）を守りて、民の為に身を擲（なげう）ちたるもの」である。この基準で呼ばれた四十七人の民権家のうちに、百姓・百姓弟・百姓倅24人、庄屋・名主7人、商人・町民5人、町年寄1人、漁夫2人、鉦夫頭2人、召使1人、神官1人、僧侶1人、幕府代官・藩臣2人、藩医1人である。これらの人々の「民権家」としての苦闘を小室自分自身の自由民権運動家としての生きがいをつなげた。小室の意見で、民権家は人民と対比された少数の「天性朴直剛毅」な

<sup>75</sup> 安丸良夫「民衆蜂起の世界像—百姓一揆の思想史的位置づけのための試み」、『思想』586号、岩波書店、1973年、94-119頁。

人物が、一命をなげうって——「公衆の為に自己の生命を犠牲に供するの行為」は民権家の重要な特質とされる。つまり代表越訴を敢行することで構成した。代表越訴が百姓一揆と自由民権運動の連結となった。それが「歴史的継承」関係に立つと深谷克己が指摘した。<sup>76</sup>

#### 4.2.3 全国的な宗吾信仰

歴史人物が祀られるケースは菅原道真から多いが、惣五郎のような一人の農民を広い範囲で祀られるケースはない。鏑木行廣は『佐倉惣五郎と宗吾信仰』に整理した惣五郎惣五郎を祭った理由は①一揆や訴訟の勝利、②不況からの脱却祈願、③自己信仰からの発展などである。幕末期、自由民権運動期、昭和初期に変化した。今節の以下の内容は鏑木行廣の研究を中心としてまとめて説明する。

惣五郎物語の起源である佐倉当地には宗吾霊堂以外、堀田正亮によって再建された大佐倉の口の明神がある。明治3(1970)年に「口神社」と改められて、その背景は明治維新によって神道の力が強くなっていることである。神社明細帳によれば、口神社は無格神社で、表向きの祭神は大山咋命となっている。明治25(1892)年に『下総印旛郡佐倉将門山鎮座口神社』と題する刷り物が発行されているが、その中で神官の桜照俊は神社の由緒について以下のように記載した。

抑モ俗ニ佐倉宗五郎大明神ト申シ奉ハ、旧社号口ノ宮大明神、勸請ハ承  
応三年八月三日、願主佐倉城主従五位下堀田上野介紀朝臣正信殿之御建  
立、旧領主御一新ニ自ラ改メラレテ社号口之神社ト改名、旧領主代々御  
崇敬社ニテ旧佐倉領及日本全国諸人信仰也

またこの刷り物には惣五郎だけでなく、その妻や子供も神扱いとされた。神の名前は木内宗吾郎大神、妻於津多姫大神、長男宗平神、次男源之助神、三男

<sup>76</sup> 深谷克己『百姓一揆の歴史的構造 増補改訂版』、校倉書房、1986年、285-290頁。

喜八神、四男三之助神になった。惣五郎一家の名前は『地藏堂通夜物語』の写本に基づいて作成した。児玉幸多の指摘より、『地藏堂通夜物語』の数多の写本に直訴年代や惣五郎の子供の名前の違いから三つのグループがある。ここでは第二系統を採用する。

「口ノ宮掌権大教正千葉県士族」の栗原清という人がいる。栗原は惣五郎の顕彰運動を展開した人物であり、明治31（1898）年に熊本県の五家荘に「東洋救世主佐倉宗吾神霊誕生地」という木標を設けた。明治40（1907）年、口の神社のために『宗吾大人系譜』をつくって発行した。他にも『宗吾神霊伝 附五箇庄紀行』や『民権家勤王家宗吾大人伝』を著した。栗原が作った『宗吾大人系譜』には、惣五郎と彦七・トク（男名徳治）・ホウ（男名乙治）・トチ（男名徳松）の子供四人があるが、妻の名前はない。この子供の名前は前述児玉幸多の分類では第三グループに属する。明治25年の『下総印旛郡佐倉将門山鎮座口神社』とは、惣五郎の家族構成が違う。それは寛政3（1791）年の「口の明神祠之碑」や明治26年に宗吾霊堂の境内に建てられた「木内宗吾外五氏之碑銘」が載せられている碑銘の影響を受けた、と鏑木が指摘した。

さらに明治36年に発見した白骨は惣五郎の義骨をとという説が出て、口神社は明治40年に「口之宮神社」と改名されて、惣五郎は「宗吾道閑主之命」を贈られた。こうして神社の祭祀は宗吾信仰を確立する。のち惣五郎父子の墓を守るため建てられた宗吾供養堂に由来する宗吾霊堂と惣五郎を神として祀る口之宮神社がダブった。宗吾霊堂を神社とする誤解している人もいたようである。口之宮神社は大正8（1919）年12月に本殿と拝殿を焼失する前は惣五郎を祀る神社としてシンボリック的存在であった。

芝居に創造された人物である渡し守甚兵衛も、大正11（1922）年に地元の人々より記念碑を建てられることになった。甚兵衛は『東山桜荘子』と『花雲佐倉曙』によると、印旛沼岸の吉高村（印旛郡印旛村）と北須賀村（成田市）

を結ぶ渡船場の渡し守で、封印されていた船の鎖を切って惣五郎を渡したのちに沼に身を投じた義民として知られている。そこから近代に入ると、民権家として惣五郎の名の高揚する状況が見える。

現在では、日本各地で惣五郎を祀る神社は 22 箇所にある。以下は保坂智が作成した宗吾神社一覧表から引用する。

成田市の宗吾霊堂以外、千葉県はまた一社ある。ほかには秋田県一社・山形県一社・福島県一社・群馬県一社・埼玉県一社・東京都一社・神奈川県一社・新潟県一社・長野県七社・愛知県二社・愛媛県一社・佐賀県一社・熊本県一社である。<sup>77</sup>ここまず注意できるのは、千葉県以外のところに、長野県の惣五郎神社の数は七社ほど多い。そのなか、鏑木が考察した十五社の状況をまとめて、次の表になる。

神社名	建立時間	建立者	建立原因	主な参詣者や祭り
長野県飯田市上飯田佐倉神社	万治 3 (1660) 年から寛文 12 (1672) 年の間	飯田城主脇坂安政	飯田城主脇坂安政の夫人の内願	木材業者仲間
東京浅草宗吾殿	享保 5 (1803) 年	宮川藩堀田家	惣五郎の百五十回法要を営んだごろ建立した	劇場関係者と庶民、自由を求める遊女
長野県下伊那郡大鹿村大河原字青木和合佐倉神社	慶応 3 (1867) 年勸請 明治 29 (1896) 年建てられた	大河原村の農民	農民が村役人の不正を幕府の勘定奉行所に訴えた。その訴訟の勝利を祈る。	農民
長野県下伊那郡	明治年間			十一月九日

<sup>77</sup> 保坂智、「宗吾神社一覧」、『地鳴り 山鳴り－民衆のたたかい三百年－』、国立歴史民俗博物館、2000 年、117 頁。

松川町上片桐関 宮神社				
長野県飯田市丸 山町佐倉神社				月次祭は毎月三 日、大祭は五月 三日と十月三日
群馬県水上町宗 吾神社			地元の義民「礫茂左 衛門」の伝承と結び 付くようだ。	
千葉県安房郡三 芳村宗吾大神	明治に入ってから の建立と考えられ た		正徳元（1711）年安 房郡に起こった萬石 騒動の頭取が惣五郎 の話と結び付いたよ うだ。	
新潟県新潟市口 之神社	明治 17（1884）年 8 月 18 日	信仰人物代 ら	信仰人物代らが太佐 倉の口神社に分霊の 要求を提出した。	
愛知県春日井市 佐倉宗五郎大明 神	明治 16（1883）年	外之原村の 村人	明治のはじめ、川平 山地権訴訟のことに ついて、惣五郎に祈 願したため勝訴を得 た。	九月三日
愛知県幸田町宗 吾霊殿	明治 18（1885）年 以後	桐山村の村 人	明治 14 年から四年 間、須美村と桐山村 の間に山境論争がお こった。惣五郎のお	四月三日

			かげて桐山村が勝訴した。	
秋田県稲川町宗 吾霊堂	明治 32 (1899) 年	丸元定吉	丸元定吉自家で祭った惣五郎への信心が深くなって宗吾霊堂を創建に至ったようだ。	旧暦の四月三日
愛媛県宇和町宗 合神社	明治 41 (1908) 年		二〇社を合祀する神社の中の一つ。	
長野県下伊那郡 大鹿村大河原字 中尾成田神社	大正年間		成田山新勝寺の不動明王を祀っていて、宗吾霊神とともに勧請された。	
長野県飯田市北 方佐倉神社	昭和 7 (1932) 年	北方区の住民の祈願で 成立した	昭和初期の不況下の社会経済を安定させる	地元の住民
山形県鶴岡市宗 吾神社	昭和 8 (1933) 年 5 月	金野小治	惣五郎を崇敬していた金野小治が下総から分霊して持ち帰り「宗吾大神」を、双葉町の要望で町内の守護神として改めて祭った。	五月三日（春の祭り）と八月三日（夏の祭り）

以上の表によれば、日本全国に広がった惣五郎信仰の三つの特徴が整理できる。

①江戸中期に建立した場合、堀田家の子孫とは関係がある。例えば浅草の宗吾殿の所在地は江戸時代において堀田正信の子、正休の家系である近江国（現在の滋賀県）宮川藩主堀田家の屋敷である。享和五（1803）年に、惣五郎の百五十回法要を営んだ頃建立したようだ。明治12年の当主堀田正養が一般の宗吾殿参詣を許可し、『東山桜荘子』の上演した中村座も浅草にあったので、劇場関係者や芝居に影響された庶民の信仰を集める。長野県飯田市上飯田佐倉神社は当時の飯田城主脇坂安政が建立した神社である。脇坂安政は万治3年から寛文12年の間に、罪のある実兄の堀田正信を預けた。ちょうどその時期に飯田城で惣五郎の祀る神社が建立された。

②明治期以降建立した場合は、年代から考えれば、幕末の歌舞伎芝居や惣五郎物語の写本が既に全国に広がる時期であり、芝居や写本よりの影響が強い。ここの例は三つある。長野県下伊那郡大河原には村役人に対する訴訟を行うこと、愛知県幸田町は山境論争、同じ愛知県春日井市は地権訴訟である。いずれも惣五郎を祈ると勝訴できることになって、宗吾霊堂を建立したことである。

③地方の義民や百姓一揆の頭取は惣五郎と結びつく事になった。代表は千葉県安房郡三芳村と群馬県水上町である。水上町の場合、宗吾を祭って始めた時点は知らなかったが、安房郡においては明治期に入った後のことと考えられた。ここから惣五郎は明治初期に全国義民の代表とされて、ほかの義民が存在したが、遂に惣五郎物語と合流することになる。

以上の三点より、宗吾信仰の広がりには主に幕末の歌舞伎芝居の後でおこったようだ。また惣五郎は類似する義民のことを集大成して、全国義民の代表である姿で祀られた。日本の義民信仰の実体化された表現は宗吾信仰と言える。



## 第五章 結論

豊臣秀吉の太閤検地・刀狩令・身分統制令で近世封建体制の基礎を作って、この三つの政策によって近世の百姓のあり方が創出された。さらに、中世の地方勢力と結びついて、近世の領主がその地方勢力から転換した村方三役によって村の底部まで支配の力を尽くした。名主などの村役人は百姓身分で、百姓と領主の間のパイプである。村請制によると、小百姓が年貢を負担できないまたは逃散する場合、普遍的な状況は庄屋が弁済することになった。もとの上層農民は中立的と期待されたが、徐々に領主側の立場になる。その現象ものちの村方騒動を導く。

近世初期の名主は戦国の在地勢力つまり地侍から転換されて、変えて政権の末端になる。刀狩により地侍は武器を奪われ、武士身分から脱落し、農民身分になる。ここから、近世初期においての下層武士と上層農民は中世末期では同じ地侍階層だよ。豊臣政権と徳川幕府の兵農分離政策によって中近世移行期に分けられた。しかし、ここから名主の位置付けについて、幕府が百姓身分になった名主に武士に近い特権を与えることによって、名主を代官の在地支配の延長を務めさせる。本論は惣五郎という名主の越訴行動で、近世初期におけるこのような在地支配の不十分を見えた。

惣五郎一揆の発生した時間は承応2(1653)年であることが、一般的に多数の研究者に受け入れられる。当時の史料で現在にまで残されたのがわずかしかない。惣五郎や越訴は存在したかどうかは証明しにくい。また正史である『徳川実紀』や幕府の法令から見れば、越訴行為は基本的に非法行為ではない。その原因は何であろうか。まず、この時期の幕藩体制はまた不安定で、幕府は逃散や越訴など封建制度の破壊に導く行為を管理できない。さらに、越訴による幕府は藩主・旗本などの地方領主の力を抑える。以上の理由によって、百姓一揆研究の中の代表越訴の真実性に対する疑問を持つ。

本論の研究によって、惣五郎の義民像は二つに分けられる。

① 18世紀半ばからの政権側が作り出した義民像見本。

18世紀半ばから、各藩の財政緊縮に従って、百姓の生活も苦しくなった。それに百姓一揆の参加人数、波及の地域、経済的損害は上昇している。ここから生じたのは幕藩体制の不安定状態である。村役人層から有力百姓らが上の武士階級に近付いていく。そのため、小百姓と有力百姓の間に矛盾が生じ、農村の支配関係は崩壊して、百姓内部の分裂は激しくなった。

惣五郎が代表越訴の義民として祭られたのは江戸中期以降のことである。藩側あるいは老中堀田正亮が代表する幕府の対策は制圧のほか、佐倉惣五郎という「見本」を当局側が作り出した。惣五郎その人物に関しての物語は宝暦期以降広く流布している。このような物語は有意に創作したものである。惣五郎のような自己犠牲の名主は領主に利用されて、佐倉で百姓の信仰対象となった。当時の百姓にとって、惣五郎に祀ると、自分はこのような苦しい生活から救われる。さらに領主に対する抗争の行う勇気を出せる。第四章に提出した公津地区の年貢減免願いはこの実例である。

領主側の堀田正亮にとって、自分の先祖正信の時代に起こった惣五郎の事件が堀田正信の除封の原因であると地元で深く信じられた。この状況を知る正亮が惣五郎を神として祀るのは自分の器量の大きさを百姓に見せるためだ。また当時の正亮は老中で、自分の領内の不穏状態や百姓の対抗意識を緩和させるのは第一要務で、適度な懐柔策も必要だと思っていたようだ。正亮は宝暦2(1752)年に惣五郎を口の明神として祭って、戒名を贈った。

惣五郎物語の広がることに多いに役に立ったのは『地藏堂通夜物語』『佐倉義民伝』『堀田騒動記』である。三つの系統の写本は宝暦2年以降成立したと一般的に信じられる。物語の内容は三つの系統のいずれにせよ、佐倉の百姓の間に享保7年より早い年代から流伝していた惣五郎伝説の流れより作成した

ものである。

②幕末に歌舞伎『東山桜莊子』の流行によって百姓と庶民の反体制代表になる。

幕末の嘉永4(1851)年に江戸の中村座で上演された歌舞伎の『東山桜莊子』と翌年に大阪の『花雲佐倉曙』は観客よりの評価がよかった。歌舞伎の上演は嘉永期以降の惣五郎物語の内容と全国的な宗吾信仰に対する大きな影響を与えた。写本の流布や歌舞伎芝居は惣五郎の事跡を全国に広がらせた。現在考察できる宗吾霊堂は少なくとも二十二社ある。堀田家の旧領以外、嘉永4年以降成立した神社はその二十二社の中の大部である。

また惣五郎だけは全国的に義民として祀られることになった理由は何であろうか。惣五郎は明治初期に全国義民の代表とされて、ほかの義民が存在したが、遂に惣五郎物語と合流することになる。惣五郎とは類似する義民のことを集大成して、全国義民の代表である姿で祀られた。日本の義民信仰の実体化された表現は宗吾信仰と言える。

ここに歌舞伎は当時の庶民思想を表現する機能からみると、惣五郎の物語を芝居に演じることで、当時の民衆の不満と要求に相応しい部分を佐倉惣五郎という人物の行為による表現できる。

本論は史料の制限で、惣五郎一揆の事件経過を論じなかった。周辺背景を詳しく理解することによって当時の様態を理解することの他、佐倉地方史の史料を更に発掘すべきであった。

また歌舞伎の『東山桜莊子』などに対して、各時期の台本内容が改写された理由や時代によって観客の最も印象的な場面の変遷から、惣五郎信仰の時代性を求め得よう。この二つの問題点を以後の研究課題として深化させていきたい。

## 参考文献

### 一、史料（年代順）

1. 瀬川如臯『東山桜莊子』、吉村いと、明治二十二年（1889）
2. 加藤久太郎『民権操志：佐倉宗吾外五氏伝』、記念碑建設事務所、1893年
3. 『徳川実紀』第三冊、経済雑誌社、1904年-1907年
4. 大石久敬『地方凡例録』、日本経済叢書刊行会、1916年
5. 「小早川家文書」、『大日本古文書 家わけ. 11』、東京帝國大學文學部史料編纂掛編纂、1927年
6. 『講談全集 第六卷』、大日本雄弁会講談社、野間清治編、1929年『千葉県印旛郡誌』、崙書房、1975年
7. 『編年百姓一揆史料集成. 第1巻』、青木虹二編、三一書房、1979年
8. 岡田弘・三隅治雄編『大衆芸能資料集成1 祝福芸Ⅰ 萬歳』、三一書房、1980年中村茂子・三隅治雄編『大衆芸能資料集成2 祝福芸Ⅱ 大神樂』、三一書房、1981年
9. 『新訂 寛政重修諸家譜 第十』、續群書類従完成会、1984年
10. 『新訂 寛政重修諸家譜 第十一』、續群書類従完成会、1984年
11. 『徳川禁令考 前聚』、法制史学会編、石井良助校訂、1994年
12. 福沢諭吉『福沢諭吉著作集 第3巻 学問のすゝめ』、慶応義塾大学出版会株式会社、2005年

### 二、論文（年代順）

1. 深谷克己「百姓一揆の思想」、『思想』通号 584、岩波書店、1973年
2. 安丸良夫「民衆蜂起の世界像—百姓一揆の思想史的位置づけのための試み」、『思想』通号 586、岩波書店、1973年
3. 小林茂「百姓一揆研究史と課題（名古屋学院大学創立10周年記念論文集）」、『名古屋学院大学論集. 社会科学篇』第11巻第2号、名古屋学院大学総合研究所、1974年
4. 佐々木潤之介「一揆・騒動史の方法について—「一揆」（東大出版会）を前にしてのクロッキー（歴史のひろば）」、『歴史評論』通号 396、校倉書房、1983年
5. 斎藤純「近世史部会—沢登寛聡「『一揆』集団の秩序と民衆的正当性観念」、岩田浩太郎「都市打ちこわしの論理構造」（1985年度歴史学研究会大会報告批判）」、『歴史学研究』通号 549、青木書店、1985年
6. 宮崎克則「山田忠雄著「一揆打毀しの運動構造」」、『歴史評論』通号 437、校倉書房、1986年

7. 渡辺尚志「『国訴と百姓一揆の研究』 藪田貫」、『歴史評論』通号 519 校倉書房、1993 年
8. 西村安博「中世後期の在地法秩序に関する再検討—肥前松浦党一揆を素材として」、『法制史研究』通号 44、法制史學會、1994 年
9. 安藤優一郎「天明期の一揆禁令」、『歴史評論』通号 550、校倉書房、1996 年
10. 秋谷治「芸能の流転：説経節の場合」、『一橋論叢』第 125 巻第 4 号、2001 年、432-446 頁。
11. 深谷克己「書評 保坂智著『百姓一揆と義民の研究』」、『日本史研究』通号 538、日本史研究会、2007 年
12. 保坂智「百姓一揆と暴力（特集/中近世非暴力運動の可能性）」、『歴史評論』第 688 号、校倉書房、2007 年
13. 稲葉継陽「中世民衆運動から百姓一揆へ（特集/中近世非暴力運動の可能性）」、『歴史評論』第 688 号、校倉書房、2007 年

### 三、研究著書（年代順）：

1. 青木虹二『百姓一揆の年次的研究』、新生社、1966 年
2. 青木虹二『百姓一揆の年次的研究. 追補』、新生社、1967 年
3. 『名作歌舞伎全集 第 16 巻 江戸世話狂言集二』、東京創元新社、1970 年
4. 青木虹二『百姓一揆総合年表』、三一書房、1971 年
5. 松永伍一『一揆論』、大和書房、1971 年
6. 黒正巖『百姓一揆の研究』、思文閣、1971 年
7. 黒正巖『百姓一揆の研究. 続編』、思文閣、1971 年
8. 林基『百姓一揆の伝統』、新評論、1971 年
9. 『日本思想大系. 17』、岩波書店、1972 年
10. 『日本思想大系. 21』、岩波書店、1972 年
11. 佐々木潤之介『村方騒動と世直し. 上』、青木書店、1972 年
12. 横山十四男『義民』、三省堂、1973 年
13. 芳賀登『百姓一揆』、潮出版社、1973 年
14. 『日本民衆の歴史. 4』、三省堂、1974 年
15. 和歌森太郎先生還暦記念論文集編集委員会『近世封建支配と民衆社会』、弘文堂、1975 年
16. 『日本民衆の歴史. 2』、三省堂、1975 年
17. 横山十四男『百姓一揆と義民伝承』、教育社、1977 年
18. 深谷克己『百姓一揆の歴史的構造』、校倉書房、1979 年
19. 青木美智男編『一揆. 1』、東京大学出版会、1981 年
20. 青木美智男編『一揆. 2』、東京大学出版会、1981 年
21. 青木美智男編『一揆. 3』、東京大学出版会、1981 年

22. 青木美智男編『一揆. 4』、東京大学出版会、1981年
23. 青木美智男編『一揆. 5』、東京大学出版会、1981年
24. 勝俣鎮夫『一揆』、岩波書店、1982年
25. 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』、東京大学出版会、1985年
26. 児玉幸多『佐倉惣五郎』、吉川弘文館、1972年版
27. 深谷克己『百姓一揆の歴史的構造』、校倉書房、1986年
28. 水本邦彦『近世の村社会と国家』、東京大学、1987年
29. 深谷克己『日本中・近世一揆史総合年表の作成』、早稲田大学、1985-1988年
30. 藤井讓治編『日本の近世3支配のしくみ』、中央公論社、1991年
31. 藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』、校倉書房、1992年
32. 西野辰吉『地藏堂通夜物語』、勉誠社、1996年
33. 鐙木行廣『佐倉惣五郎と宗吾信仰』、崙書房出版、1998年
34. 『地鳴り 山鳴り—民衆のたたかい三百年—』、国立歴史民俗博物館、2000年
35. 保坂智『一揆と周縁』、青木書店、2000年
36. 保坂智『百姓一揆とその作法』、吉川弘文館、2002年
37. 林基『百姓一揆の伝統. 続』、新評論、2002年
38. 林基『百姓一揆の伝統』、新評論、2002年
39. 深谷克己監修『百姓一揆事典』、民衆社、2004年
40. 藤木久志『刀狩り』、岩波書店、2005年
41. 保坂智『百姓一揆と義民の研究』、吉川弘文館、2006年
42. 渡辺忠司『近世社会と百姓成立—構造論的研究—』、思文閣、2007年